

平成28年第4回定例会議事日程（第3号）

平成28年12月16日（金）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

梅津義信 議員

丸谷一秋 議員

山本定生 議員

是石利彦 議員

岸本加代子 議員

横川清一 議員

太田文則 議員

平成28年第4回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成28年12月16日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月16日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、改めましておはようございます。

また、傍聴者の皆さん、寒い中、傍聴に来ていただきありがとうございます。皆さんに期待される有意義な会議にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、皆さんにお願いがあります。携帯電話の電源は切っていただくかマナーモードにしておいてください。

一般質問に入りますが、その前に、質問者は通告からそれない明確な質問を行ってください。そして時間を有効に使ってください。答弁者は質問内容をよく聞いて明確な答弁をお願いします。

傍聴者にもお願いがございます。傍聴者は規則上、拍手、発言は禁止されております。よろしくお願ひいたします。規則に違反された方は退出をお願いすることになるかもわかりませんので、よろしくお願ひいたします。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんにお願いすることは、今先ほど私が申し上げたとおりであります。また、不適當発言、不規則発言にも注意をしていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、山本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくをお願いします。

質問者の質問時間は答弁を含み50分以内です。時間内に終わるよう再度申しますが、要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営へ御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内にありますので、消費時間を確認し厳守してください。

一番最初に、梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席1番、梅津義信。ただいまより一般質問を行います。

非常に寒い日となりましたが、町民の皆様を選んでいただき、このように貴重な時間をいただき、町民を代表して質問させていただくことに感謝の心を持ち、この寒さに負けず熱い気持ちと

熱い心で執行部に対して、ただいまより質問をしていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

まず、1番目の質問でございます。高齢者の運転免許自主返納支援というところで質問をいたします。

この件にいたしましては、まさに昨年の平成27年の定例議会、この12月の議会においても、99%同じような質問を執行部にいたしました。なお、なぜ今回また同じような質問をしたかという、あれから新聞報道などを見ますと、高齢者による事故が多発していますので、あえてもう一度、1年たった今も同じ質問を行い、ともに執行部とこのことについて考えていきたいという思いから質問をさせていただきます。

それでは、1番目、先ほど表題言いましたので、ブレーキとアクセルの踏み違いや高速道路の逆走などの高齢者による交通事故が多発していますが、この現状について現在、執行部はどのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

高齢者人口が増加する中、高齢者の運転免許保有者数も増加しております。このような中、車両を運転する高齢者が当事者となる事故は年々増加をしております。その背景には加齢による判断能力の低下など高齢者特有の事情も影響していると考えられ、今後さらに事故が増加することが予想されております。現在、高齢の方に運転能力を自覚してもらおう高齢者講習が各地の教習所で行われており、高齢ドライバーの安全運転をサポートする対策が行われております。

また、別の安全運転対策の一環として質問でも挙げられておりますように、みずから運転免許証を返納する制度があります。これは自分の運転技能に不安を感じている方が、家族から運転をすることについて心配されている方などが、自主的に免許を返納する制度でございます。高齢ドライバーが増加する中で健康状態がいい方もおられます。そういった方々は、当然、運転を継続していただく、その一方で運転を断念していくという人も増加すると思えます。その場合は安心して車を手放せる交通体系を整備することが必要になってくると考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） ただいまの回答の中で、安心して免許証を返納できる環境づくりが大事だという御答弁をいただいたと思えます。まさに共通の認識をいただいたというふうに理解いたしました。

続きまして、2番目の②に移ります。

福岡県のホームページにおいて、運転免許証を返納された高齢者に対する支援サービスの紹介

を行っています。その中で民間業者による高齢者の運転免許証返納支援がありますが、どのような支援があるか承知していますか。承知しているのであれば、支援について広報等で町民へお知らせをしていますか。まさにこの質問、昨年の御答弁ではパンフを配って町民の方にお知らせしているというふうに伺ったんですけども、これは一過性では私は足りないと思うので、このようにまた同じような質問をいたしました。御答弁お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

自主返納に伴いまして、民間のサービスといたしまして、この付近では太陽交通さんが行っております。満65歳以上の方に対して自主返納された場合、タクシー運賃の10%割引や路線バス運賃の50%割引などが行われているようでございます。県内そのような形でほかに6社ほどそういった同じような割引を行っているというふうに認識しております。

この制度の広報につきましては、以前にも広報よしみ平成27年1月号や、福岡県だより平成27年7月号などでお知らせをいたし、昨年の1月号でもお知らせをいたしております。一過性のもので終わったら困るということがございますので、来月の1月の広報よしみで、今回の梅津議員の一般質問に答えて、掲載をするように準備をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） ただいまの私の質問に対して、一過性ではいけないということで共通の認識を得たというふうに理解いたしまして、次の質問に移ります。

③で、福岡県ホームページの自治体による高齢者の運転免許証の返納の取り組みを見ると、多くの県内市町村がアクションを起こしているようです。本町も住民保護の観点に立ち、吉富町独自の高齢者の運転免許証自主返納支援事業を立ち上げることを提案します。お考えを伺います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

現在、町内巡回バスの見直しを行っておりますので、返納された方が不便を感じないように、まずは町内の交通機関の利便性向上に力を入れていきたいというふうに思っております。その他の支援事業につきましては、民間や福祉事業者による支援サービス等を踏まえ、地域交通のバランスを考慮しながら必要に応じて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今の町内巡回バスの御答弁ですが、それは4番目に私聞きますので、ここではまず、今の御答弁は自主返納支援についての事業を立ち上げることは民間の支援を

見ながらまだ現時点では研究検討ということは、する意向はないということでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 運転に不安を感じられている高齢者の方については、自主返納をしていただきたいと思います。ただ、それをするとやはり交通に支障を来しますので、日常生活にも支障を来してきます。そういった意味で、こういった支援が必要かというところに対しては、まず町内の巡回バスを充実させたいというふうに考えておきまして、先ほど答弁をさせていただきました。

その他、県内のそういった支援を見ますと、やはり巡回バスの回数券を交付したり、そういったところが大きなところのございます。まずだから、巡回バスを充実させるということが最初かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） わかりました。その件については、4番目でまたちょっと重なったような形で私質問してみますので、④のところでもた聞いていきたいと思ひます。

まさに今、総務課長が言われるように、もう始めから共通認識ができ上がっていると思うんですけども、町内巡回バスの利便性の向上も高齢者の運転免許証自主返納支援につながります。私を含め過去議会において、また今議会でも、議員がさまざまな利便性向上を問うてきました。またその路線変更については、町民の皆様の御意見を聞きながら検討すると総合計画の中でうたいながら、具体的な要望には、できないという返答が多いというような町民の御意見をいただいています。

平成29年度新たな見直しを実施するとのことですが、現時点で紹介できることがあれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今の町内巡回バスは、平成16年4月から運行を行っており、平成17年4月から現在の時間、路線で運行を行っております。その後11年以上が経過し、新規スーパーなどの出店等により住民ニーズに対応できていない部分もございました。

このような中、本年、巡回バスの運行時間、運行路線を見直すため、地域公共交通会議を開催したところでございます。この会議の構成員は、住民代表として自治会長会から町の南側北側地区から1人ずつの計2名、民生委員児童委員協議会、寿会連合会、よしみレディースからそれぞれ1名、住民代表といたしましては計5人の方、さらに専門家といたしまして福岡県バス協会、北九州タクシー協会京築地区会、全国自動車交通労働組合総連合福岡地方連合会、九州運輸局福

岡運輸支局、福岡県京築県土整備事務所、吉富町産業建設課からそれぞれ1名の計6名の専門家で構成をした会議を開きました。その中で見直しを行っているとこなんですが、今回の見直しでは、現在24カ所ある停留所に加え、新たに7カ所の停留所を新設する予定にしております。新たに新設されたスーパーや医院、停車要望が多かった既存の施設を新たに停留所とする予定でございます。これにより運行時間も延長されます。現在1日6時間32分運行してるんですが、1日8時間8分、1時間36分長目に運行をするようになります。来年の10月のダイヤ改正を目指して準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今から10年前ですか、そもそも私がここに立っている一つの理由として、本町は合併を選択しなかった小さな町として残ったわけですけども、本町のように非常に小さなコンパクトな町は何かと小ぢいから、すぐに吹けば飛ぶようなそういう小さな町ではございますけども、交通施策につきましては、こんなに町内に商業施設が多いところはないし、そして病院さんもあるし、この今総務課長が御答弁いただいた巡回バスの充実でもかなりの効果が高齢者に、車に頼らないでも、私が目指すところは年をとって免許証を手放しても十分生活でき得るそういうまちづくりというのが私の一つの目標としてあるんですけども、そういった中で巡回バスの利便性の向上というのは、よその町と比較して、この吉富町においては非常に住民ニーズに合わせればいいというふうに利便性の向上につながるし、免許証を手放せる環境ができるんじゃないかと私は確信を持っています。

1点ちょっとお答えしていただきたいことがあるんですけども、それは、今の御答弁の中でなかった土日、今現在では祝日は運行停止ですよ。その件についてはどうなってるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今現在、日曜と祝日は運行しておりません。それについては、協議会の中でもあったんですが、やはり今度の見直しにおいても、日曜祝日は運休をするということになりました。日曜日・祝日も運行していただきたいという意見がございますが、日曜日・祝日については、御家族や親戚の方に自助、共助というような形をとっていただきながら、そういった方の手助けをしていただきたいということで、今回は日曜日・祝日は同様な運休という形を予定しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今の御答弁は日曜・祝日については、自助共助の観点からお願いしたいと、今回の改正では入れてないけれども、検討課題としてはあるというふうにお答えいた

だいたというふうに認識していますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それでよろしいと思います。そのようにしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） もう3回超えました。次ね。また後日お願いします。

○議員（4番 梅津 義信君） そのほかの支援を考えてないか、聞いたらだめですか。（「だめです」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

いろいろ不満もありますが、議会運営をする上で議長は絶対的な存在でございますので、議長の指示に従い、次の質問に移りたいと思います。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（4番 梅津 義信君） 将来起こり得るだろうという事態を予測して、執行部に警告し対応策を提起し、ともに考えていきたいという観点から、質問をしたいと思います。

防災、減災の取り組みです。

水害による一時避難場所として一定の高さを超えた建物の上位場所は安全箇所と考えられます。事業所等で該当する建物を調査し、緊急一時避難場所として協力を要請することを提案したい。

また、現在建設中の別府町営住宅は5階建てです。屋上を緊急一時避難所として活用することを提案したい。この件について、御答弁お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

水害による一時避難場所として、町内の高層建物を利用することについての御質問ですが、御指摘のとおり、水害時に町内の高層階の建物を一時避難所として利用させていただくことは非常に有用であると考えております。これまでも、高層建物の所有者に対し、津波や河川の氾濫による浸水時における住民の避難場所としての利用について相談をしたことがございます。緊急時に避難をすることについては問題はありませんが、やはり従業員や施設利用者もいますので、協定書を取り交わして何人分の避難スペースを確保するといったことを明文化することは難しいという回答をいただいた経緯がございます。しかしながら、津波のように直ちに高い場所への避難が必要な場合に、町内にある高層階の建物を利用させていただくことはとても重要でありますので、町民の皆様が安心していただくためにも、高層階の建物の施設管理者等に趣旨を御理解いただき、施設の運営に支障を来さない範囲での利用について、改めて協力を求めてまいりたいというふうに思っております。

また、現在建設中の別府町営住宅につきましては、各階の中央部に共有スペースを設けております。また各階に通路もございます。5階建てという高さを生かして、緊急一時避難場所として活用したいと思っております。

なお、屋上は陸屋根でございませんで、ちょっと上がるできないということござい
ますので、今そういったような形で活用したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 事業所等で該当する建物を調査し、お願い、協力要請ということ
については、事業所さんのほうでもやっぱりいろんなあれがあるというふうに今お聞きしました。
今後の課題として、早急に協定書なんか結べる環境づくりが整うよう今後とも担当課では努力し
ていただきたいなというふうに思います。

また、別府住宅、確かにいただいた資料の屋根は屋上がないという、見て、中階段にはそうい
う備えをしているということは私としては非常に心強く、担当課を評価したいと思います。あり
がとうございます。

続きまして、その件はもうそれでよいので、2番目に移りたいと思います。

狭隘道路は緊急車両の通行を妨げる最大の要因です。町内にそのような緊急車両が通ることが
できないような町道の狭隘道路が何カ所ありますか。

また、拡幅事業の進捗状況を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず本町の狭隘道路の現状について、御説明申し上げます。

本町の狭隘道路については、箇所数ではなく道路延長で管理をしているところであります。そ
の内訳は、町道総延長が約70.5キロメートル、そのうち自動車のすれ違い通行が困難な幅員
2.7メートル未満の道路延長は約11.6キロメートルで全体の16.5%、2.7メートル以上
4メートル未満の道路延長は約18キロで全体の25.5%であることから、4メートル未満の
狭隘な道路の総延長は29.6キロメートルで全体の約42%となります。

次に、拡幅事業の進捗状況であります。自治会等から要望された路線については、今年度中
に工事発注並びに道路用地の売買契約締結等を順次進め、既に一部拡幅が完了した路線もありま
す。狭隘道路の多くが生活に密着した生活道路であるため、歩行者などの通行が危険であったり
日照や風通しを妨げたりといったような日常生活における問題だけではなく、緊急車両等の進入
が困難であるなど災害緊急時に支障を来す場合があり、防災や快適な住環境を確保するために、
今後も引き続き、狭隘な道路の解消に積極的に取り組むこととしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 狭隘道路の緊急車が通れるように拡幅事業というのは、

3.11以降の防災意識の高まりの中で、急務な事業だというふうに思います。しかし、住民感情といたしましては、特に田舎の人ほど自分とこの土地を取られたくないという思いも、これまたわかる話であります。セットバック等を利用して、担当課におかれましては、大変ナーバスな住民感情に触れるときもあるでしょうけども、めげず、私も議員として側面支援等を行いたいと思いますので、ともにこの狭隘道路拡幅事業を今後も町として推進されるよう希望して、次の質問に移りたいと思います。

3番、③で、災害用トイレ、マンホールトイレの設置についてということでございます。

この件が、朝日新聞の11月29日の朝刊紙面に「日本トイレ研究所の調査により」というところで、記事として出ていました。これの記事をちょっと紹介いたしますと、「トイレ不足は感染症リスクを高めるほか、排泄回数を減らそうとして水分摂取を抑えるためエコノミークラス症候群のリスクとなり、文部科学省によると東日本大震災で避難所となった学校で最も課題となったのがトイレだった。一方、熊本地震の避難所の一部では下水管につながるマンホールを使ったトイレを活用し、段差の解消やにのいの軽減といった点で利用者から好評だった」という記事がございました。

このマンホールのトイレについては、平成26年5月29日に議会有志で政務活動として京都府の長岡京市へ、この通告文書では地震のほうを見ました茨木が載っていますけども、これ地震のほうで、今回は関係ございませんので訂正させていただきます。今言った京都府の長岡京市へ視察に行った折に、私も体験して座ってみて、実際の排便はしなかったんですけども、非常に段差もなく、これなら私の敬愛する祖父母、もし生きてても足腰が弱かったんですけども十分対応できるトイレだなというふうに思いました。

それで、このマンホールトイレについて、何かの本会議かな、委員会かるときに、執行部から前向きな意見をいただいたというふうに私は理解しているんですけども、その前向きな意見をもらったと理解しているんですけども、現時点で設置についてお知らせできることがあれば御回答願いたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

マンホールトイレにつきましては、これまでの一般質問においてもお答えをしております、その必要性を十分に認識しております。今、平成29年度の設置に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 平成29年度という御回答をいただいて、もう目前に29年度が

来ているので、迅速な対応でありがたいというふうに思います。

最後に、12月議会平成28年のとしては、年度ではございません、最後の議会でありますので、最後に私はこのように述べて質問を閉じたいと思います。

他自治体、特に大阪の某西宮市では議会と首長が対立して市政に混乱を招いているというような報道があります。本町のような小さな町は、まず町政の安定が不可欠である、そのように私は考えます。新年に向けてともに議会と執行部が手を取り、よい町を今後ともつくるように希望して、今回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員の質問は終わりました。

.....

○議長（若山 征洋君） 次に、丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 皆さん、改めましておはようございます。9番、丸谷一秋でございます。通告に基づいて質問していきたいと思います。よろしく申し上げます。

施設建設等の進捗状況について、吉富小学校外壁塗装、外壁のモルタル剥離の転落防止策についてでございます。

吉富小学校は昭和60年4月に竣工し、今年で31年経過し、コンクリート剥離がいつ起きてもおかしくないと思います。現に、老人福祉センターの玄関のひさし及び外壁のモルタルの剥離、また吉富中学校の玄関のひさし、外壁の剥離等、続いています。31年前の建物は、コンクリートの上にモルタルを塗り、その上に吹きつけ塗装しております。塗装に防水効果があります。もう既に対応年数が切れていると思います。壁に雨水が浸透し、鉄筋を腐らし、剥離の原因となります。事故がおきては遅いのでは。平成28年3回の定例会において、小学校費で小学校外壁落下防止対策工事等実施設計業務委託料として480万円と出てましたが、今現在の進捗状況はどのように進んでいますか。屋上のスラブの防水はもちろん、外壁の塗装はどのような計画で、進捗状況について伺いたい。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

御質問の吉富小学校外壁の落下防止等についてですが、公共施設管理計画、あるいは第4次の吉富町総合計画中期基本計画でも、学校施設の整備充実を図りまして計画に取り組むこととしているところであります。

当該事業につきましては、28年度に実施設計を行い、平成29年度に事業を実施と計画をしているところであります。議員御指摘のとおり、平成28年本年の9月の定例議会におきまして、その実施設計委託料の予算を計上し、現在、委託業者において実施設計を行っているところであります。この実施設計を今年度中に完了させ、平成29年度に事業を実施する予定にしております。

す。

なお、事業実施に当たりましては、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金を受けることとし、平成29年度分の概算要望をしてきたところであります。ただ今回、10月に平成28年度の国の補正予算第2号が成立したことを受けまして、県の教育庁の施設課から平成29年度予算につきましては、ちょっと非常に厳しい状況にあるということで、前倒しをして要望したほうが採択の可能性が高いということで、この国の補正予算での交付金の申請を行いまして、11月の16日に交付決定を受けておりますので、今度の3月の補正におきまして繰越明許をし、事業については平成29年度へ繰り越しをして実施することとしております。

それから、屋上のスラブの防水、それから外壁の塗装はどのような計画かということなんですが、屋上につきましては洗浄しまして汚れや雑草を取り除き、施工に支障のある設備配管を移動させながら下地の補修を行いまして、シート系防水を施工する計画になっております。

また、外壁塗装につきましては、足場設置後、外壁を洗浄し汚れや既存の塗膜の劣化箇所等を取り除きまして、全面打診調査を行いまして、劣化箇所をマーキング、それからモルタル浮き、クラック、露見箇所の補修を行いまして、下地調査をし、外壁塗装を行う計画となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 今の説明がありましたが、もうこの件については前向きにいくということでございます。と思います。やはり建設の……。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。ちょっとマイクに近づけて。傍聴席ちょっと聞こえにくいそうですから。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 今課長の答弁の中に、前向きに進んでいるということですが、非常によいことと思います。やはり小学校の西側の壁は、もう通ったときに見ると、青カビがいっぱいできてますね。やはり建設の建物が古いとやっぱり吉富町活気がないと思いますね。ぜひ今回の、来年29年度と今課長言いましたが、ぜひよろしく願います。

続いて、次行きます。

高齢者に対する行政対応についてでございます。

①、地域包括ケアシステムの役割についてお聞きいたします。執行部の皆様が限られた予算で最大の結果を出さねばならないと思います。超高齢者社会が急速に進んでいる現在、厳しい問題と思われまます。これを踏まえて、地域包括ケアシステムの役割についてお伺いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しております。65歳以上の人口は現在

3,000万人を超えており、国民の約4人に1人、2042年の約3,900万人のピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けると予想をされています。このような状況の中、団塊の世代約800万人が75歳以上となる2025年平成37年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。このため、厚生労働省においては2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とするものの、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制、地域包括ケアシステムとありますが、この構築を推進しております。

吉富町においても、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住みなれたこの地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができますよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにもこの地域包括ケアが重要となります。吉富町においても、平成27年7月22日、公益財団法人さわやか福祉財団と包括連携協定を結ばせていただきました。この構築を段階的に進めている途中でございまして、御理解のほど、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 御説明ありがとうございます。

平成37年の高齢者人口はいかほどでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

平成27年3月に策定をいたしました吉富町高齢者福祉計画の資料によれば、平成37年時点での将来人口は6,263人と推計されており、高齢者人口は1,961人となり、高齢化率31.3%となります。75歳以上は高齢者人口の約6割を占めるものと推計をされています。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 次に②の、介護保険の制度改正により、地域包括ケアシステムの構築が必要になると記載されています。全国一律の介護保険給付を市町村が取り組む地域支援事業移行と記載されておりますが、これはどういう内容なのか担当課長に伺います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

平成27年度の介護保険制度改正により、全国一律となっておりました予防給付のうち、訪問看護、通所介護につきまして、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業へ移

行をいたしました。地域支援事業と申しますのは、要介護状態を予防し可能な限り住みなれた地域で日常生活を支援するために町が行う事業で、地域の実情に応じ推進するものとなっております。要支援認定や事業対象者の方が町の実施する総合事業に移行しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 町が実施している総合事業はどんなものがありますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

まず、社協が実施している介護予防サロン、生活支援事業に対する補助や通所介護型サービスB、これは住民ボランティアが主になっております。それらによる脳トレや健康体操を主体としての介護予防事業を実施している2団体に補助や緩和された基準によるサービス事業者において事業をしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ③の老後を健康で楽しく暮らす、今から要介護者にならない必須アイテムが予防だと思いますが、町ではどのような取り組みを行っていきますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおり、老後を健康で楽しく暮らす必須アイテムは、1に予防、2に予防でございます。若年層から健康づくり等、予防が必要かと思っております。あいあいセンターを核とし、各種健診に取り組んでおります。

町の主な健康づくり事業といたしましては、健康教育の一環として身近な町内医師等による健康講演会「おしえて先生」シリーズ、嘱託管理栄養士による栄養改善教室やオトナの食育講座、生活習慣改善教室などがございます。健康相談として、中央健康相談、栄養相談、肝臓病相談、訪問指導、健康診査といたしましては、各種がん検診などがございます。

また、今年度から新しい取り組みといたしまして、胃がんリスク検診、ピロリ菌抗体検査を実施しております。さらに地域包括支援センターでは、介護予防プランの作成を初め、各種介護予防事業に取り組んでおり、認知症サロンの開催、デイサービスによる介護予防事業、社会福祉協議会による介護予防としてのサロン事業費補助、生活支援事業に対する事業費補助、介護予防団体に対する補助など、高齢者が要介護状態等になることを予防し、可能な限りこの地域において自立した生活を営むとともに生きがいのある生活が送られるような取り組みを推進してまいっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 各事業を積極的に取り組んでいるようですが、利用者への周知はどのように行っていますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

検診の場合は、個人通知と広報が主になっております。

また、介護予防事業も広報と、地域包括センター並びに在宅介護支援センターの職員や各地区の民生委員さんの紹介、近隣の方や家族からの口コミで各事業が周知されております。引き続き、住民の皆様方への周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） わかりました。ありがとうございます。

次に、3番の議会の機能強化についてでございます。

地方公共団体の自由度が拡大し、自由性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなることに伴い、さらに議会の機能強化を図る必要があると思いますので、議会事務局体制の強化を図るための事務局1名増員について議会の政策立案やチェック機能の強化をするための議会よりの増員要望に対して、どのように考えていますか。町長、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

現在の議会事務局の職員配置は、専任職員1名と兼任職員2名の計3名ということになっております。議会からの増員要望につきましては、本年9月の議会決算特別委員会においても答弁をさせていただきましたが、現在、少子高齢社会、また価値観やライフスタイルの多様化に伴い、住民の皆様の求めるサービスも多様化、高度化しております。どの課も、どの業務においても、業務量は増加し、また質は高度になっております。そのような中、限りある財源を有効活用し最大の効果を上げるため、職員を配置しているところでございます。町全体の職員配置を考えた場合、増員要望につきましては、現在のところでは困難であるというふうに申し上げるほかはございません。御理解のほど、よろしく願いをしたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長はどうですか。町長。

○町長（今富壽一郎君） 議会の皆様から前回にも御質問いただきました。私ども、今吉富町の行

政運営においては、限られた職員で全ての事業を行わなければならないというふうな課題がございます。それを克服するためにも、各業務ごとに人員配置をいたしております。各課からもできることであれば人員増員がというようなお話も時々ありますが、我々定数が限られております。その中での割り振りでありますので、その辺の御理解をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。どうかよろしくお願いたします。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 今町長が言われたように、一生懸命やってるということですが、近隣の市町村では議会事務局が1名は吉富町だけではないでしょうか。ぜひ、近隣の市町村に合わせるようにやはり職員の1名をぜひ議会のほうに配置できるように協力をしていただきたいと思います。

次に行きます。

次、4空き家対策の推進についてでございます。

空き家有効利用などは移住・定住の環境整備を始め、地方創生の観点からも重要な課題となっていると思います。本町における空き家の有効活用については、どのように考えていますか。具体的案を答弁お願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

本町では、以前から「活用できる空き家はありますか」というような問い合わせを受けておりましたが、十分な情報提供ができていないという状況にありまして、このような移住・定住に応じた情報の不足が社会動態の減となる一因ではないかと考えておりました。そこで、昨年度に策定しました吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、最も喫緊の課題と言える短期重点目標、基本目標の1「新しいひとの流れをつくり、吉を招く」の中で、空き家・空き地の有効活用を施策に掲げ、空家・空地バンクの制度の構築等の事業を行う旨を明記し、事業の開始及び運営に向けて取り組んでいるところでございます。

その結果、空家・空地バンクにつきましては、この7月に事業を開始することができました。町内の空き家や空き地の情報を所有者の方に登録していただき、ホームページ等を活用してPRをすることで、広く利用希望者にお知らせするという流れになってございます。また、空家・空地バンクの目的に賛同いただいた近隣の宅建業者と協定を結びまして取引に当たっていただくこととしておりますので、町は不動産取引には直接関与はせず、適切で安心安全な取引が可能となっておりますところでございます。

この空家・空地バンクにつきましては、広報よしとみ、それやホームページにも掲載し、チラシ、ポスターも作成をするなど周知をしているところでございますが、数件の問い合わせをいた

だいたいは特段の動きが現在ありませんで、現在のところ物件登録は1件のみとなっております。今後も積極的な周知を行ってまいりまして、本町の空き家の利活用による移住・定住の推進のため、町内に空き家等を有効に活用したいというお考えをお持ちの方等を御存じでありましたら、この制度について御紹介いただき、また登録等を勧めていただけると幸いです。また、この空き家・空地バンクのさらなる利用促進を図るため、空き家を貸したり購入したりする場合に、不動産業者に支払う仲介手数料や空き家の改修費用を補助する制度を、現在構築中でございます。

最後になりますが、6月議会で御審議いただきました地方創生推進交付金事業、これは5年間で行う事業なのですが、その事業の中で女子集客のまち推進事業については、既にお知らせしているところでございますが、無事に交付決定を受けまして、現在急ピッチで事業を進めておるところでございます。この女子集客の事業におきましても、空き家をリノベーションし、おしゃれな店舗として活用することを予定しておりまして、今年度はその前段といたしまして、集客を確実にするためのマーケティング調査、これを実施しているところでございます。このほかにも産業建設課のほうで昨年度から実施しております創業助成金を活用して、空き家を改修しお店をオープンされた方の話なども伺っております。空き家の利活用につきましては、さまざまなアプローチの方法があるようでございます。このような状況を踏まえ、空き家を住居としての利用のみならず、まちのにぎわいの創出、商業の活性化に一役買う貴重な資源とみなし、その潜在的な可能性をどのように引き出していくか、今後、事業の展開も含めまして知恵を出し合い、取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） わかりました。今の中に、私今から言うこの内容において入っていると思いますが、空き家調査の実施、約300程度の空き家ありとのことで、今後は利活用について事業を進めるとのことですが、どの程度進んでいますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、空き家調査を前年にしまして、その中で活用できる空き家等の数を把握しまして、それを、今先ほど言いましたように、地方創生の推進交付金事業として駅前、駅周辺のにぎわいをというようなことで取り組んでいるところでございます。その中で空き家をリノベーションし、おしゃれな店舗としても利用できないものか、そういったところについてどれだけのニーズがあるのか等の調査を今やっているとございます。こういう空き家、利活用できる空き家については、進んでそういうふうにしていきたいと思っているところでござい

す。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 特定危険空き家について、所有者管理者等に話をして極力、強制執行をしないように、根気よく対応していくとのことですが、結果は何かありましたか。

○議長（若山 征洋君） 関連で答弁できれば。住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 空き家対策の危険な家屋につきましては、11月から所管が住民課のほうに変わりましたので、私のほうから答えさせていただきます。

特定空き家等につきましては、今、企画財政課のほうで空き家対策調査を行いまして、資料を今確認中でありますので、今後そういう実例がありましたら、課内で検討いたしまして、指導等行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 3回ですね。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 空き家の解体等処分等の助成制度は吉富町はどう考えてますか。どのように考えておられますか。答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えします。空き家は、あくまで個人の財産でございますので、今後も今までどおり、所有者や管理者のほうに適正に管理をしていただくための文書や交渉を行いまして、対応していきたいと思っております。と言いますのも、本町の場合、空き家の管理に対するお願いを行いまして、これまでに5件の空き家を所有者などがみずから取り壊しを行っております。また、多くの改修依頼を行いまして成果も出ておりますので、空き家に対する危険空き家の解体費用の一部補助につきましては、現時点では考えておりません。今後も所有者、管理者に文書や交渉を行いまして、適正な管理をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員、もう本件は3回いきましたから。

○議員（9番 丸谷 一秋君） わかりました。ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。11時あの時計で10分まで。

午前11時04分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

山本定生議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。大体私はいつもは午後の質問なんですけど、近年、最近はくじ引きになりましたので、私くじ運が悪いんで午前に戻りました。申しわけないです。済みませんが。

それでは、通告に基づいて質問を行います。

防災訓練について。防災訓練の趣旨、目的と意義、成果についてをお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、防災訓練を実施するのは、町の責務というふうになっております。これは、災害対策基本法や吉富町地域防災計画において定められております。災害対策基本法第48条では、町は、法令や防災計画に基づいて防災訓練を行わなければならないと規定されており、本町もこれに基づいて訓練を行っております。

本町では、関係機関や地域住民が連携して訓練を行うことで、地域防災計画や災害応急計画の手順を習熟、関係機関との連絡体制の強化、さらには住民の皆様の防災意識の高揚といったことを目標に掲げ、年に1回、定期的に防災訓練を開催しているところでございます。これによりまして、地域の防災力の強化につながっているというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、趣旨と意義についてちょっとお聞きしました。

この訓練が始まって約3年かと思うんですが、3回やったと思うんですが、その間にこの訓練について何か問題ですね、そういうものが起きなかったのか。その仮に問題点などがありましたら、終わった後にどのような議論をされたのか、またそれについて改善されたのか、それらへの客観的評価など行ったのか、その結果について、ちょっとわかりましたら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、この訓練は、25年度から開始しております、ことしで4回目という形になりました。この訓練を行った後に、必ず反省会をいうものを開催しております。これは自主防災の方とか参加していただいた方に一堂に集まっていただきまして、反省会。その中で、事例発表という形で2名の方もしていただいたりもして、その訓練の反省をもらっています。

その中でよく出るのが、いつも言われるのが、同じ吉富小学校ではなくてまた違ったところに

してほしいとかいうような意見が一番多いんですけども、それにつきましては、やはり町全体でするに当たって一番集まりやすい小学校にさしていただきたい、それぞれの避難場所を、それぞれの地区によって避難場所というのが違ってくると思うんですが、それについてはそれぞれの地区で、防災自主防災の中で訓練をしていただきたいというふうに御説明し御理解をいただいているところでございます。

そういったところが主な反省点なり回答、自主防災反省会に対する回答として行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、ちょっと答弁を聞いて、4回、済みません、3回って先ほど私言ったんですが、4回目だったそうですが、毎回その反省会で避難場所についての意見、問題が出られると。しかし、町としては1カ所で行いたいということで行われているというふうにお聞きいたしました。

では、今後についての訓練も同様にされるのでしょうか。今後はどういう形でやられようと思っているのでしょうか。わかりましたら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今後につきましても、当然検討はしていきます。常に検討はしているんですけども、先ほど言いましたように全町を対象といたしますので、一堂に集まって、集まった中で、その中でさらにいろんな訓練を、AEDの訓練だとか、ことしは緊急、避難所の電話の使用の仕方とか、そういった新しいメニューを開拓して行って、そこで学んでいくというふうな方向でいきたいと思っています。

ですから、場所は今のところ吉富小学校でしていきたい、そのかわりいろんな体験、メニューを展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） わかりました。

趣旨と意義については今の答弁で、次にいきたいと思えます。

2番の、水害、大雨が前提での訓練は今説明がありましたように、若干今の防災訓練の形とは違うとは思いますが、現状の被害想定地区や内容との違い、まあ現在は小学校に集まることを前提にしていますので、その想定の内容とはちょっと若干違うと思うんですが、今後想定される対策、町としての対策。現在行っている防災訓練とは違う形になると思うが、先ほどの反省会の際にいろんな意見が出たって言われたように、実際に町が行うべき対策というのはちょっと若

干変わると思うんですが、これらについて現在考えがありましたら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今の災害対策訓練は、佐井川が氾濫したという想定で行っております。それについては現時点での本町における主な災害が、佐井川の決壊というふうに見ているわけでございます。

これで、今後なんですけども、本町で考えられるものといましては、やはり南海トラフの地震でございます。これは今後30年以内に必ず起きるといふように言われております。本町に最も影響があると言われている周防灘断層群地震、これもございます。これらは最大震度6弱が想定をされているところでございます。

こういったことについて、どういった訓練をしていくかということにつきましては、やはりまず地震対策といましては、建物の耐震化対策や、建物内の家具の固定や地震発生時の命を守る行動をとれるような訓練をする必要があるといふふうに思っております。

それとあわせて、2次的に発生する津波対策も重要であると思っております。南海トラフ地震に起因する津波に関しましては、最大津波高3.4メートルというシミュレーション結果が、今出ております。これにつきましては、現在県と協力して、ハザードマップの公表に向けて取り組んでいるところであります。準備ができ次第、ホームページや広報よしみ等による周知啓発を行っていく予定にしております。

また、建物の耐震化対策については、公共施設については、吉富町耐震改修促進計画に基づいて計画的な耐震改修を行っていますが、一般住宅の耐震化については、お金も費用もかかりますので、なかなか一筋縄ではいかないというところでございます。

現在、木造戸建て住宅に対する補助金交付事業や耐震改修についてのセミナーの開催といった各種事業を行っていますが、一朝一夕では効果があらわれず、引き続き試行錯誤しながら対策を講じる必要があると考えております。

各家庭における家具の固定や命を守る行動の周知啓発については、例えば防災パンフレットを代表とする冊子による啓発や、先月の11月4日に実施しました各家庭の防災行政無線を使った緊急地震速報訓練などによって、いざという時の行動を御確認いただいているところから取り組んでいきたいと思っております。

その他、今後想定される災害については、その都度十分な周知啓発を行い、防災対策を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 例えば、土屋地区に関しては、自治会のほうで独自に避難訓練を

やられていた。同じく高浜もですね、に高浜とかについては製菓と協力して避難場所にしてもらっているというふう聞いております。

例えば、先ほどの同僚議員の中で質問の中に、民間に利用、避難場所を一応協議を行っているというふうにお聞きしたんですが、例えば、別府地区、幸子地区の方々は、水害が起きたときは、基本的には中心部のほうに、いわゆる標高の低いところに逃げてくるのではなく、標高の高い方向、いわゆる上毛向きに逃げていくというのが一般的ではないかと思うんです。これ多分、ハザードマップつくる前のいろいろなワーキングショップ、あんなときも皆さんから意見が出たと思うんです。

そのときに、例えば上毛町に避難をするという形になった場合、実際の話、例えば界木の場合は三毛門向きに逃げるかもしれません。こちら佐井川渡るよりも向うの方がいいでしょうから。

そのときに、例えば豊前や上毛などこういう連携というのはできているんでしょうか。この防災訓練のときに、そういうことは行わないでいいんでしょうか。ちょっとその点をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

連携につきましては、以前の一般質問でもお答えいたしましたけども、県内の全ての市町村と災害協定を結んでおります、特に、この地区については、京築地区でそれよりも増して全県の市町村以外にも災害協定を締結しているところでございます。そういった意味で、いざとなった時は上毛町との連携がとれるというふうに思っております。

あと、日ごろ毎年行っている訓練の中で、上毛町との連携を図った訓練しなくていいのかという質問については、今のところ全町を対象とした、先ほど申し上げたとおり、全町を対象とした訓練でございますので、やはり町内を中心としたものとしてやりたい、小学校に集まってほしいということでございます。

必要であれば、上毛町のほうにも声をかけているのもいいかなというふうにも思いますが、今のところそういう形でしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 確かに、防災訓練自体を両町で、例えば豊前市や上毛と一緒にするというもの、現実的には難しいと思うんです。本当のときじゃないと。私が言いたかったのは、そうではなくて、行政の連携という意味で、先ほど災害協定を結んでいると。協定結んでいるのはいいんですが、例えば防災のときの主立った方々が、上毛の訓練のときにも少し参加し、情報収集をする、情報共有をする、情報交換をする。逆に、我々吉富町でするときには、近隣の中津、

豊前、上毛の方にも来ていただいて、情報共有をする。そういう意味なことができないのか、やる予定はないのかという意味でちょっと聞いたんですが、豊前の一番最初に防災訓練、角田地区というところでやられたときには、吉富町の職員は来ておられました、防災担当の方が。ただし、防災担当の方が1名の方だったんで、できれば何名かいないと、1人ではできないと思うんです。そういうことを、今後やっていく予定はないのか。

我々住民がよその町の防災訓練に行くというのは、これは非現実的なんです。相手にも負担をかけますので。そうでなくて、この防災訓練を行うべき町民の生命財産を守るべき行政が、そういうふうに率先して行う予定はないのか。既にもう4回もやっておられるわけですから、もう少し先の形をやるべきではないのかなと、ちょっと若干思ったのでお聞きしたんですが、そういう考えはないでしょうかお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今、上毛町、中津市とは、水防訓練を合同で行っております。そういった意味で、中津市、上毛町とは連携をとっております。

上毛町については、消防出初式を合同で行っておりますので、その中で同じような訓練をしております。同じような意識を持っております。ですので、上毛町については連携をとれてるというふうに思っております。

豊前市は、隣の豊前市については、残念ながら豊前市との合同訓練というのは、今行っておりません。でございますので、議員おっしゃるの趣旨、よくわかりますので、そういう形も考えなければならぬかなというふうには思います。

ただ、来年、福岡県の総合防災訓練というのがございますが、これは京築地区の広域消防本部を構成している市町が合同で訓練を行います。その中で、やはり連携、各市町の連携というのを十分協議していかなければならないと思っておりますので、そういったことを契機に、今後いい方向に持っていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう3もいきましたんで、次にいきますね。

今、先ほど担当課長が言われたように、南海トラフ地震、これが今直近で一番心配されているものです。3. 11の地震の後、先日ことしの4月には熊本地震という大きな地震がございました。その後南海トラフという、今、現実的に、目の前にしてせまっている震災だと思っております。

そういった意味で、今先ほど今、担当課長に言ったように、地域連携という、規模が大きくなれば町内の本当に水害程度であれば横の連携というのはそこまで必要ないのかもしれませんが、やはり大規模災害になったときには、行政に垣根を超えたえた活動をしなければ、多分追いつか

ないと思うんです。

そういったときに、例えば吉富町は佐井川と山国川に囲まれてます。熊本地震のような大地震が仮に起きた場合は、通行が、その2つとの橋ができなくなります。交通が、人力以外はとれなくなります。そういったときに、吉富町が行ける方向とすると、上毛町しかなくなるんです。ですから、そういったふうに連携は、できる限り町民のためにもやってほしいと思っております。

そういった意味で、ちょっとお聞きしたいんですが、町及び近郊で、この吉富町に対する、吉富町近隣にある活断層、これについての調査は今まで行われたことがあるのか。

吉富町は、例えば日豊線は地震がなく大変安全な地帯というふうに言われております。しかし、それが現実かどうかという話なんです。熊本も企業誘致をするときに、地震がない町ということで、あそこも企業誘致などをしました。しかし、現実はあるようなことが起こっております。この日豊線には、活断層がないというふうな形で言っている方がいらっしゃるんですが、それは調査をした結果なのかどうかちょっと確認したいんで、お聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

現在、本町の真下には活断層がないというふうに、今、議員おっしゃられたように言われております。しかし、近くには周防灘断層群がございます。そのほかにも小倉東断層帯や別府一万年山断層帯、西山断層帯などが近隣にございます。震度の最大予想は、一番大きいのは周防灘断層群地震によるもので、最大震度6弱が想定されております。なお、直下型地震、断層以外ですね、直下型地震については、いつどこで起きるかわからないというふうに言われておりまして、それについても、吉富町では震度6弱が想定されているところでございます。

町独自で活断層の調査をしているかといいますと、それは行っておりません。やはり活断層の調査をするということは、専門的な知識も必要でしょうし、また町独自ですとなればどういった経費がかかるかというのもちょっと、想定もできません。でございますので、現段階では国や都道府県が行っている調査結果を参考にさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね、今言われたように、町独自でやるというのは実際問題は難しいと思うんです。これは多分、今、県単位国単位で行っている調査だと思います。現実的に、国、県が今まで行った調査は、多分日豊線はやっていないんじゃないかと思うんです。衛星からの解析だけではないか。後は海中に関して、周防灘断層に関してだけで、地層に関しての調査は行ってないんじゃないかなというのが、私の調べる範囲なんですが、そういった意味で、町独自は無理ではあっても、近隣自治体と連携して、先ほども同じように連携して、県や国へ働

きかけているのか。そして、ここら辺に、先ほど言われたように、別府の万年山断層だとか北九州のほう、沖合の周防灘断層、これはわかってるけどこの辺にないかどうかというのは、まだわかってないんじゃないかというもので、そういったことを行う予定はあるのか、少しお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この京築地域にこのように調査をしたかどうかというのは、ちょっと把握しておりません。これは1度、県のほうに確認をしてみたいと思います。

先ほども出ましたが、今後吉富町で大規模な災害訓練がありますので県の方と会う機会が多くなりますので、その中で1度確認をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 福岡県のほうが、ホームページ上なんですが、調査のことについて書いております。福岡県の場合は、4つの大きな都市に限っての調査を行ったと。福岡市、北九州市、飯塚市と久留米ですね。この近隣に限って行ったというふうになっています。

大分県に関しては、別府から万年山まで、玖珠のほうですかね、あちらに向かっての大地震が以前にもあったので、その近郊を中心に行ったというふうに書いています。

やはりこれ、かなりお金とか時間がかかるんだと思うんです。それで、ある程度人口密集地に限って取り急ぎ行ったという感じではないかなと思うんです。

しかし、そうはいつでも、北九州から別府のほうまでの間、調査を行われていないんです。逆を言うと。国東から苅田まで、苅田より先しか行っていません。この区間、いわゆる活断層調査が行われてない地区ですので、できれば早くそういうことを要望していただいて、吉富独自で吉富にしてくれというのは無理にしても、少なくともこの近辺で、こういうものがないという、町民の安心を担保できるようなことをしてほしいと思ひまして、ちょっと次の質問に移りたいと思います。

2番目、町営団地の財政計画についてお聞きいたします。

建設費を含めて、社会資本整備交付金など補助金やその他の助成など含めての資金返済にかかわる詳細な予算、財政計画についてをお聞きします。

済みません、議長。数字がずっと並ぶようであれば資料提出してもらってください。わかるようなメモでいいんで。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

公営住宅整備事業は、公営住宅長寿命化計画に基づいて行われるものと規定されており、平成23年度に吉富町営住宅長寿命化計画を整備し、町内の6団地の、国の示す選定基準に沿い判定を行い、建てかえ判定となった山王、別府、高浜、平原団地について、建設年度の古い団地から順に、建てかえ事業を計画的に実施しています。

財政計画上、別府団地建設関連予算でございますが、10億68万4,000円でございますが、契約見込み額は9億円ぐらいになっております。

償還につきましては、平成30年から平成89年、60年間供用されたものとして試算をしております。住宅使用料、家賃低廉化補助合わせて約7億9,700万円から、起債償還見込み額6億4,433万円を引くと、1億5,200万円程度のプラスとなりますが、住宅管理に伴うもろもろの費用がかかりますので、その半分ぐらいと想定をされております。

なお、本年3月に策定した第2次財政計画の中期計画の際に、想定された事業費を大きく下回っていることから、町債の返済期間中につきましても、財政計画で見込んでおる範囲内で問題がなく財政運営できるものと、財政当局の見解を得ております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 若干わかりにくい説明なんですけど、別府団地建設に関して、今言われた総予算10億幾らでしたっけ、と、補助総額7億ぐらいですかね、さっき説明されたのは、7億、6億どちらかね。と、起債総額とその利息総額。利息の総額、ちょっとそれをもう1回、もう1回済みません。説明ください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

歳入の見込みが7億9,700万円程度、起債償還見込み6億4,433万円となっております。利息合わせて6億4,433万円となっております。失礼いたしました。利息につきましては、7,500万円程度と想定をしております。御存じのとおり、今の低金利でございますので、0.1%を想定としております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、先ほどこの建設費からその他60年間、60年間を返すという前提の説明を受けました。60年間家賃が入ってくるという話でしたが、60年間全部埋まったことを前提にした形だと思うんです。じゃないのか。違うんかね。わからんけどね。今、0.1%、低金利なのは今が0.1%であり、将来的にも0.1%ということで想定ということでよろしんでしょうか。

その点が1点と、先ほど家賃低廉化と言われたんですが、これまた2番の質問にもいきますけれど、その差額分とかもちよっと説明をしてくださるとわかりやすいんですが、もう少しわかりやすい説明はできますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 別府住宅に関する起債の償還についてのことにつきましてお答えしたいと思います。

今回、起債の償還につきましては、平成27年度から30年度にかけて起債を借りるようになるわけですが、27年度に借りました分につきましては、3年据え置き20年償還で利率は0.1%、それからそれ以降、28年につきましては、2年据え置き25年償還、利率が0.2%、29年、30年に借りる分につきましては、利率を1%というふうに算定しまして、今回の起債の償還の総額が出てるわけでございます。

それによりますと、起債で借りる額は約5億7,000万円ぐらいになるわけでございます。それにつきましての利子が、合計として7,500万円ぐらいになるというようなことで見込んであるわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そのような説明をしてもらおうとわかりやすいんですが、ちょっとよろしくをお願いします。

先ほども言ったように、もうわからなければもう数字出してくれたほうが早いんで、お願いします。

じゃあ2番目のほうにいきましょうかね。先ほど説明がありました、低廉化分というような説明がございました。これ、家賃低廉化分だと思うんですが、その他に生活保護世帯の差額分だとか、いろいろな形の交付金というのがあると思うんです。この計算式なんですけど、どこの部分に関しての金額なんですか。ちょっと私、これわかりづらいんですか、ここに私、家賃表というものを持っています。ここで言うと、収入分位というのが1から8まで、これは国の算定式に基づくものだと思うんですが、この部分でいうとどの部分に関しての差額になるんでしょうか。

例えば、近傍同種家賃というものがございまして。これに関しての差額なのか、それとも本来家賃といわれるべきものの差額になるのか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

公的賃貸住宅家賃低廉化事業費補助金につきまして、御説明を申し上げます。周辺の同規模の賃貸住宅の家賃相場は、近傍同種家賃といいます。これから公営住宅の家賃を引いた額の2分の

1が補助金となるわけでございます。ここで、公営住宅の家賃は、実際入居される方の収入によって異なります。

計算方法でございますが、近傍同種家賃から入居者の収入の区分に応じた入居者負担基準額、家賃表の金額とは若干異なります。それを控除した額に12カ月分を乗じ、補助基本額とし、補助基本額の総計から、国交省から示される控除額を示した額の2分の1が、家賃低廉化補助金となります。

なかなか難しい説明でございますから、例を1つ挙げさせていただきます。

現在、低廉化事業の対象となっております山王団地、家賃表で一番下に書いてある部分でございますが、この近傍家賃が、民間だったら12万2,100円となる住宅でございます。

それから、入居者負担額は、家賃から利便性係数、山王団地は1.06でございますから、それを割り戻してから2万7,200円になります。その差額9万4,900円の2分の1、これが4万7,450円、これが補助金、実際に町に入る金額となります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） よくわかりました。

その低廉化補助というのは、たしか5年間でしたか、補助がもらえるのが。この差額の1年目は2分の1だとお聞きしているんですが、それ以降の計算式をまたちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

議員がおっしゃる5年というものは、以前入居者が住みかえといいますか前の住宅に戻るといふ、この方が5年にかけて家賃をスライドさせるつちゅうような制度でございます。この低廉化事業は、10年間該当します。一応、10年間差額その2分の1ですが、それをいただけるということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね。本人家賃が5年間か。で、低廉化っていうのは2分の1ですともらえると。今ちょっと説明で、山王住宅の場合は12万2,100円、新山王15号、16号、17号の場合の説明だとお聞きしたんですが、この2分の1というのが補償されてるわけですね。交付金の対象ということで。

これちょっと、企画のほうにもお聞きしたいんですが、先日の質問でも交付金に関しては、たしか明細書などついてないんですね。これが入ってくる、この分に関しては、わかるような形で入ってくるのでしょうか。その辺1点お聞きしたいんですが。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

今回の別府住宅の建てかえに伴う起債の償還、それに対しての元利償還の交付税措置等は、この場合、住宅家賃等が入る関係で、そういった財政措置はされません。

以上でございます。

低廉化の補助金でございますが、これにつきましては、こういった形で入るかにつきましては、私の企画財政課においては、まだ判断はしてございません。多分、健康福祉課のほうから資料が出るものと思われま。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 低廉化が入るところでございますが、平成27年度決算でも、既に山王分として470万2,000円入っておりますので、決算書をごらんになったらわかると思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 社会資本整備総合交付金の低廉化分というところの話だと思うんです。そりゃわかってるんです。それに明細がついてましたかて聞いてるんです。4問目だけどいいですね。確認なんで。

○議長（若山 征洋君） 確認はいい。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

明細のことでございますが、これは1戸1戸、1軒1軒積み上げていって、近傍同種、それから家賃の金額を1戸1戸積み上げたものを、吉富町として補助金申請とありますが、そういうのにしますから、それは明細はきちっと出ます。向こうから幾らということではなくて、補助金申請の一環でございますので、そういう資料があります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の4問いきましてんで、次いきますね。

○議長（若山 征洋君） 説明が足らん分は、聞いてえ。

○議員（2番 山本 定生君） はい。でも今、大事な分だからね。今、メニューが、明細書があるって言ったけど、企画課長、後で確認しとってくださいね。今の説明だと、明細書がついてるっていう説明だったんで。

今後の計画について、そういう申請をしたからついているという説明やったよね。

○議長（若山 征洋君） 次にいって、次に。

○議員（２番 山本 定生君） 今後の計画について、２戸の住宅を団地化したわけで、山王住宅を山王団地。今回別府住宅を別府団地と。先ほどの説明でも、長寿命化計画に基づいて行うというような話がありました。それで、今後残る２戸、高浜、平原住宅はどう進めるつもりなのか、財政計画ではなく、長寿命化計画によりますと、別府団地というのはもう今度２９年から設計に入るようになっています。ていうことは、今時点である程度話は進んでいるとは思うんです。もう３月予算前ですから。

この辺について、説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

民間共同住宅の増加や県営住宅の建設など、平成２３年１１月に策定いたしました町営住宅長寿命化計画からはや５年経過し、計画策定以降の町内における住環境の変化も著しい状況でございます。建てかえの判定となっております高浜、平原、個別改修での判定であります間尾住宅も含めて、団地ごとの長期的な需要見直しを立て、財政的な観点や町営住宅のとしての供給戸数のバランスなどを照らし、各団地のあり方を再検討し、団地別住棟別の選定方法につきまして、用途廃止を含んだ再検討を行うべく、長寿命化計画の見直しを、平成２９年度中には行う考えでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 平成２３年の山王団地ができるという話があったときから、我々は同じことを言ってるわけです。何度も何度も繰り返し、見直しを行うべきではないですか。例えば、その後にさきほど企画課長が空き家の話を同僚議員のとしてました。空き家がまだわかってから、もう一度空き家の利用活用とかいろいろなものを使ってやってはどうですかということ、再三再度我々は要求したわけです。それに関して、今回何とか見直しをするんでしょう。するんだと思います。そうしないと、この長寿命化計画の中で、概算建設費というのがもう、全く数字が合わないんです。

ですから、そこも含めて、見直しを行うんでしょうね。その辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

見直しを行いますが、概算建設費については、なかなか難しい点がございますので、その点も含めてまた検討をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 29年度にこの長寿命化計画を見直すということですね。これは建設費が山王住宅のとき、予算時点で4億4,000万円、別府住宅については10億円という金額で、これは大変大きな数字で、吉富町の財政規模30億円から比較してもすごい大きな金額です。これを見直すということは、財政計画自体を見直すということなんではないでしょうか。どうなんではないでしょうか。企画課長、確認します。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

現在、第2次吉富町財政計画中期計画に基づいて、いろいろな事業が行われているわけがございます。それにつきましては、平成30年度までに予定される事業を計上しているものでございます。

その中には、町営住宅の整備につきましては、山王住宅の建設と別府の町営住宅の建設、この2つのみが上がっているわけがございますので、今後、29年に原課のほうで見直し等があるかと思いますが、それについての今現在の中期計画に何らの影響があるわけではございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう終わります。我々が再三再四要求したことが、今になって行われる。今、企画課長は30年以降の新しい財政計画で多分図られであろうということでした。そのときには、今の課長さんたちがいらっしゃるのかちょっとわかりませんが、責任を持ってこのような計画は進めていただきたいと思ひまして、私の一般質問は終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 以上で、暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

是石利彦議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 是石です。食事の後で眠くならんように大きな声でやりたいと思います。

吉富町議会も議会報告会と称しまして、住民の皆さんのお声を拾い上げて議員活動に役立てようという動きをしました。今回の議会報告会でもいろんなお声をいただきました。今回は、どういふわけか一般質問の中に大変重なった質問があったかと思ひます。取り消す必要はないので、

引き続き質問をさせていただきたいと思います。

大きく2つ、私の場合は災害対策について問うとうたっております。もう1つは、高齢者交通弱者対策についてを問うと、この大きく2つの点です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、減災対策じゃない、災害対策じゃなくて。

○議員（7番 是石 利彦君） ごめんなさい。減災、ありがとうございます。注意。被災時の減災対策について問うということで質問させていただいております。

同じような質問になるかと思いますが、前の同僚議員の質問と重なる点ははしょって結構ですのでお願いいたします。

まず、被災時の減災対策について問います。

想定災害の種類とその理由、その対策にお尋ねしますと書いておりますが、執行部で想定されている災害、吉富町訓練の中に想定される災害の種類、それぞれの理由、それと対策について、まずお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

本町における災害想定につきましては、吉富町地域防災計画において規定をしております。例えば、風水害や地震、津波、交通事故や航空事故や大規模災害などといった大規模事故などの災害想定があります。

これらの災害ごとに応急対応や復旧、復興に向けた計画が盛り込まれているところでございます。避難所についても町内12カ所ございますが、例えば浸水想定区域に所在する施設については、当然、浸水被害時には使用できなくなる可能性が高く、これらの場所を知っていただくために防災パンフレットやハザードマップを作成して全戸に配布することで平時から避難所を確認したり、避難経路を設定したりといった、いざという時のための災害減災対策に生かしていただけるよう周知、啓発を行っているところでございます。

その災害想定をした理由でございますが、午前中の質問の中でもございましたけれども、吉富町の場合は佐井川の越水、佐井川の氾濫による浸水が想定されておりますので、水害ですね、また台風が年々いろいろ接近しておりますので、そういった対策。あとは、事故ですね、事故の対策ということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同僚議員の質問の中に想定、大きな全体としての防災訓練は今のようなお話だったと思います。

吉富町の場合は、狭いと言いながらもそれぞれ特徴のある災害が想定されると思います。その

中で、それぞれの地域の自主防災組織による自分たちに合った災害を検討しながら、それに対する防災訓練を行ってほしいということがありました。現在、高浜地区、それと土屋地区が実際にもうやられておると聞いております。ほかの地区では、あると思うんですが、どのような議論がされておるか、手元に入ってますでしょうか、そのときに、その議論というか、検討の中に専門家として入って行って、何と言うんですかね、支援をするちゅうか会議の支援をするというようなことをやっているのでしょうか、それをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

高浜地区と土屋地区が自主的に避難訓練を行いました。それについては、私も高浜にも参加しましたし、土屋にも参加をさせていただきました。

ただ、私どものほうから専門的、専門家とは私たちも思っていないのですが、知識は勉強はしてますけども、私たちのほうから助言なりをするということはございませんでした。もう自主的にやっていただいた、土屋は特にですね。ほかの地区については、そういった話は聞いておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 3つ目ですね、要するに町内の自主防災組織をより有効なように自立できるように、自助努力ちゅうのですか、共助というか、みんなで地区の災害ができるだけ減災できるように自主防災組織を育てるということが目的だろうと思うのですね。その中でそれぞれのところで、それぞれが考えながら地域の結束を強めていって、何かあった時の備えにすることだろうと思いますんで、そういうお話があれば、例えば消防の専門家とか社会福祉協議会、弁護士会のそういう人たちを呼んで来て、そのようにするとか、そういうお考えはございますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 毎年1回、全町的に避難訓練を行っていますが、それがまさにそのための訓練だと思っております。集団で避難することを体験していただいております。そういったことを各自主防災で同じようにやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） では、次に行きます。

御町内にも大手スーパー、コンビニ等、そして大手ホテルチェーンなどが本町に進出しております。災害発生時の民間施設、民間サービスとの協力協定の協議について取り組んでいるのか、

進捗状況を問いますとあります。

設備もそうなのですが、今ここにも書いてありますが、民間組織のサービスをするグループがあるかと思いますが、そういうところお医者さんとか、介護施設とか、以前の議会ではそういう質問があったかと思いますが、検討されておるか進捗状況をお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

現在、協議をしている真っ最中であります。町内の老人福祉施設であります吉富鳳寿園さん、だんらんさん、さくら苑さんとは、今協定書の中身を協議しておりまして、今月末までには協議を終え、年明け早々には協定を締結さしていただきたいということで話を進めております。

また、災害時の水や食料の確保についての災害協定につきましても、川食さん、マルミヤさん、コスモス薬品さんと町内にスーパーがありますが、そちらの3社と協議を今始めたところでありまして、こちらについても内容を詰めてるところでございます。こちらについては今年度中を目途に協定を締結さしていただくことで、今進めております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同僚議員の質問の中でも質問があったかと思いますが、それにお答えになってました。常時はそういう訓練はなかなか難しいかもしれませんが、もし緊急にそういう事態になれば施設を使っていただくのも考えていただけるちゅうような、そういうような答弁だったと思いますが、そういうことについても協議されてるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 午前中にもお答えしましたけども、まずやはり会社とかは従業員、それとか会社に来ている方がございますので、そちらを優先することになると思います。じゃあ吉富町と協定を結んだんで吉富町にはこのくらいスペースを確保するというようなことは、やはりできないということでありました。だけど、実際に災害になった時に、住民の方が、まあ製菓がまさにそうなんですけども、住民の方が行けば、どうぞ逃げてくださいというような形で工場の屋上に案内してくれるというような話はしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） まあ、そういう協定が進むと、その中に訓練にも参加していただけるというか、そういう企業がですね、何かそういうことも協定の中にあるんでしょうか、例えば、限定したところでの訓練にその企業が参加するというか、一緒に地域の防災組織でもいいし、全体でもいいし、そういうことも協議の中にあるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

企業とは協定は締結しない、そういったことはできないという話ですので、だけでも実際に災害があった場合は受け入れますという話です。文書での締結は難しいということです。

今、締結をしようとしているのは、先ほど申し上げました福祉施設と大手のスーパーですね、そちらでございます。福祉施設につきましては、そちらもやはり入居者がおられますので、受け入れられる範囲内で受け入れをしたいという締結でございます。吉富町のために、その災害のために何床を確保しますよというのは、やっぱり現実的に不可能でございますので、そういった受け入れができる範囲内で受け入れるという締結になっております。

スーパーにつきましても同じです。確保できる範囲内で食料品などを確保しますという締結、契約の締結になろうかと思っております。そういった福祉施設やスーパーの方が防災訓練に参加するかという契約はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、次ですよ。

○議員（7番 是石 利彦君） はい、次に行きます。

それらの企業の広告宣伝に営業、何と言うんですかね、企業、特定の企業に肩入れするというのはなかなか難しいのかもしれません、そういうホームページに吉富町ホームページ掲載について何か優遇してはどうかということですが、何か問題点ありますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まちと協定を締結した事業者に対して、吉富町公式ホームページの広告掲載にかかる費用を優遇してはどうかという御質問なんですけど、まちの公式ホームページの広告掲載は、吉富町有料広告掲載要綱に定めておりますとおり、まちの財政収入の確保を図ることが目的でございます。よって、吉富町公式ホームページ広告掲載について、協力協議締結事業者に対し優遇することは、本来の趣旨とは異なるということでございますので、今のところは考えてはございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 有料広告条例ですか、その目的にそぐわないということはよくわかりますが、まあ何か、そういうことをぜひ考えていただきたいと思います。まあ、それぐらいにしておきまして、平成26年3月に吉富町洪水ハザードマップというのが町内に配布されておりますが、見直しするのか、問題点はどこにあるのかというような設問ですが、これは先ほどの

同僚議員の中に今、考慮中だという検討中だということでしたので、その中での問題点ちゅうん
ですか、その特にその目指したい、見直したい項目を知らせてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

見直しの必要はあるかという御質問です。

見直しの必要はあるというふうに考えております。しかし、見直しと言いますよりも、むしろ
追加と言ったほうがいいのかというふうに思っております。

御承知のとおり、平成26年5月に吉富町防災パンフレットに織り込んだ形でハザードマップ
を全世帯に配布しております。このハザードマップは、その当時シミュレーション結果が出ている
ものについて情報提供を行っているところでございます。

平成26年5月の配布時点では、佐井川の氾濫による浸水想定、2番目として土砂災害警戒区
域のもの、3番目で周防灘断層群による最大想定震度マップを掲載をしております。そして、追
加的に被害想定が発表される予定である、例えば山国川の氾濫による浸水想定や、南海トラフ地
震に起因する津波、浸水想定といったものについては、災害等想定が発表され次第ハザードマッ
プを作成し、早急に公表していきたいと思っております。

以前、この議会の答弁の中でも申し上げましたが、今現在、山国川の氾濫による浸水想定が見
直しされております。ことし秋に公表できるという見込だったんでございますが、国交省のほう
で作業を進めているんですが、今おくられているようでございます。今年度中には公表されるん
ではないかというふうに思っております。

そういったものができましたら、その想定に基づいてハザードマップを作成していきたいと思
います。

また、南海トラフにつきましては、今現在、福岡県と協力して作業中でありまして、これが
できれば今年度中を目途に広報よしとみやホームページ等で住民の皆様にお知らせしていきたい
というふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今までは26年度のハザードマップには佐井川の浸水と土砂災害、
周防灘断層群の想定災害ということでしたが、現在は山国川と南海トラフのことが追加される
ということでしたね。山国川がこの間、総務委員会で庁舎の災害、庁舎の改修の話が出ておりま
すが、そのときは確か山国川の氾濫、南海トラフの、災害ちゅうんですか、そういうものはない
ような答弁だったと私記憶しておりますが、それが今度、県の何と言うんですか、見直しが発表
されたらば、その何か考える必要性はあるんでしょうか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

昨年の9月の関東東北豪雨で、鬼怒川が氾濫しました。これを受けて、国土交通省が所管する河川の災害想定の見直しを行っております。山国川についても、国交省の山国川河川事務所が行っているところです。

先ほど申し上げましたように、秋にはシミュレーションが出るんじゃないかなというところだったんですが、今おかれて3月、今年度中には出るんじゃないかなというふうに思っております。

この想定は、千年に一度の想定をしております。平成24年の九州北部豪雨の際の山国川に流れたトン数が、毎秒4,200トンの流量が流れたというように観測されております。今回の想定は、それが1万トン流れたときという想定になっております。実に2.4倍の流量が流れたという想定になっておりますので、今現在では、山国川の氾濫による被害というものは想定されていないんですが、そういう条件のもとで想定した場合、やはり山国川のすぐそばにあるこの庁舎には、幾らかの被害が出るというようなシミュレーションが出るんじゃないかというふうに想定をしております。

そういった想定が出た場合には、その想定に沿って、ハザードマップを見直す必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、庁舎の見直し。庁舎の改修、ハザードマップが出たときに、現在、想定してある、今設計中の庁舎改修工事にそれが反映することがあるかどうか、それを答えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） もう設計は終わっておりますので、今からそういった想定が出たものに対応することは、もうちょっと不可能です。もう終わっております。

ただ、そういったことになるんじゃないかということももうわかっておりましたので、今回の増築分については当初、鉄筋コンクリートを予定してたんですが、鉄骨づくりに変更しております。

それは、総務委員会するときにも御説明申し上げたんですが、鉄筋コンクリートだったら、そのまま水を受けて崩壊したり流れたりする可能性があるんですが、鉄骨の場合は、水を受けた部分だけ流されて、鉄骨は残って、例えば2階、3階は被害を免れるということも考えられますので、今回そういった想定をもとに鉄骨づくりに変えたというものはございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、次に行ってください。

○議員（7番 是石 利彦君） 次に行きます。

毎年実施中の、4回目ですか。町内防災訓練のことですが、今年度も実施しましたが、吉富町防災訓練の参加者、体験者数は400人ほどだと。これは当日、町長のコメントの中にもありました。雨、天候にもかかわらず400名以上の方々が参加していただいたということです。

参加者を新しくふやすことや体験者をふやすということが目的。具体的な最適避難場所の設定を見直して、実際の避難訓練につながるような訓練を見直すつもりはないかという質問です。これは、先ほどの中にもありましたので、再度お尋ねします。お答えをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

現在実施しています災害避難訓練は、全地区において、徒歩による集団避難や避難行動要支援者の支援の手順を確認していただくことを主眼としたものでございます。

全町民に参加していただくために、午前中という限られた時間で訓練を行い、また避難後の各種講習会等も皆さんに体験していただくためには、やはり1カ所に集合してもらう形をとることが必要であるというふうに考えております。

自主避難組織の役員会等では、お話をさせていただいておりますが、各地区の実情に応じた訓練は、災害パンフレットやハザードマップを活用していただき、各地区の実情に応じた訓練を行っていただけるようお願いしているところでございます。

また、それに沿って実際に、独自で訓練をしている地区もございます。平成23年度の自主防災組織設立以来、これまで自主防災組織の研修会や防災講演会、そして防災避難訓練といった行事に率先して参加していただくことで、各地区における防災力は、ここ数年でかなり進歩したのではないかというふうに感じております。

本町といたしましても、これまで以上に、自主防災組織の組織力の強化及び町民全体の防災力の向上につながる災害対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） では、次に行きます。

高齢者交通弱者対策について問う。

同僚議員の質問の中にもありました団塊の世代が、2025年ごろ、これいわゆる2025年問題というそうですが、そのころまでに後期高齢者に達するわけですが、生産活動の中核として、地域、吉富町を支えてきた人口の塊が、15歳から65歳の生産年齢人口といわれる現役の人口よりも多くなるんです。15歳未満の子供を含めて、被扶養者人口となると。

そういうのが現実と思いますが、この問題をどのようにとらえているのか。それに備えて今、

準備すべきことを吉富町の現状と数値とあわせて尋ねます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

2025年——平成37年ですけれども——の吉富町の75歳以上の後期高齢者の人口は、平成27年3月に策定した吉富町高齢者福祉計画において推計をされております。後期高齢者数は1,176人で、その割合は人口の18.8%と推計されております。本年、12月1日現在においては、75歳以上人口1,027人、割合は15%でございますので、本町においても、今後高齢化が進み、いずれの数値も増加するととらえております。

それに伴い、質問でございますとおり、高齢により、みずから自動車を運転することが困難となる方も増加することが見込まれております。

一方、国においては、高齢運転者による交通死亡事故の増加に対し、道路交通法の一部を改正し、75歳以上の運転免許保持者に対する認知機能検査の強化を図ることとし、その制度が来年、平成29年3月12日から施行されます。

これにより、高齢運転者の運転免許証の自主返納や行政処分によって、自動車を運転することができない方が増加することが予測されております。

このような中、高齢者の移動手段を確保することの重要性が今後ますます高まり、国会の一部改正の審議の中においても、運転免許の自主返納等の理由で、自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体とともに連携しながら、中長期的な視線を含め、適切に対策を講じていくこと等の内容とする附帯決議が国会でなされております。

本町においても、国、県と連携し、中期長期的な視線で対策を講じていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の答弁は一般的な、それはそのとおりでしょう。そうじゃなくて、吉富町独自のことは何か考えていないんでしょうか、いるんでしょうか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今の質問については、今後の質問の中で答弁をしようというふうに思っておりました。

○議員（7番 是石 利彦君） そうですか。じゃ、後でいいです。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） では、最初のやつで行きましょう。

高齢運転者、老々家庭の不安、希望、要望にはどのようなものがあるかとらえているのか。ま

た、それに対応して、吉富町がとるべき公的サービスを問います。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、自動車を運転できなくなる高齢者が増加することが予想されております。みずからの交通手段を失うことは、買い物や通院などの日常生活に支障を来すこととなります。高齢運転者や老々家庭に忍びよる不安は、まさにそのようなことではないかというふうに思います。

今後、国、県と連携を図り、中長期的な視点で対策を講じなければならぬと思っておりますが、まず町として取り組んでいくことは、現在運行しております町内巡回バスを充実させたいと思っております。本年見直しを行い、来年10月のダイヤ改正を予定しております。

また、現在建設中の県道山内吉富線、通称けやき通りから電源道路に通じる道が完成すると、吉富町の東西を結ぶ主幹道路、主要幹線ということになります。町内の交通の流れも大きく変わるのではないかというように思っております。その際には、再度の路線の見直しも必要ではないかというふうに思っております。

巡回バス以外でも、公的サービスの検討をする必要があると思っておりますが、公的サービスには限界がございます。100%カバーすることはできないというように思っております。自助や共助が必要となります。

そのためには、まず家庭や身内の方が協力していただきたいと思っております。そのような方が近くにいない方は、地域やボランティアの方の援助が必要だと思っております。また、民間サービスとの連携も必要であると思っております。町全体で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 地域の方々の協力をお願いするということですね。家族がおれば、もちろん家族の方がサポートするんでしょう。しかしながら、そうではない方もおられますし、まず老々の身で、よく新聞、ニュース等であるように、非常に悲惨な事故につながることが多いので、自主的に免許証の返納をしたという方の話までもテレビで報道されております。

それを聞きますと、確かにそういうことがある。私、まだしっかりしとるんだが、ああいう事故にならんとは限らんのだということで、自主的に返納したと言っております。

それは、非常に条件のいいところだろうと思っております。吉富町では、なかなか難しい面もあるかと思っております。吉富町としても、それは把握しているだろうと思っておりますが、だからこそ、全ての要望にはこたえられない。

どういう要望があると、一番要望があると考えておりますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

要望にはこたえられないといいますが、公的サービスでは100%カバーできないというふうにお答えをいたしました。その100%カバーできない部分を家族、知人、あるいは地域の方が支え合っていていただければ、高齢者の交通弱者といわれる方が、安心して生活できるんじゃないかというふうにお答えをいたしたところでございます。

要望は、今後の岸本議員の質問にもありますが、デマンド交通とか、そういった自分のもっと今の巡回バスよりも、使う方にとっては便利のいい制度とかも、私のところには直接ないんですが、要望があるというふうに私は思います。

ただ、吉富町にとって何がいいのかというところの検討を今、しているところでございますけれども、巡回バスをまず充実させたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 要するに、お買い物とか病院通いとかということだろうと思えます。それは、把握しているようです。

まずは、元気なだけでも、ちょっと御町内のお買い物でも車を使っている人が、今言ったような自分が加害者になるという不安をお持ちなんで、返納していこうと。しかし、返納するには、それにかわる移動手段がないのでちゅうちょするわけです。

そこで出るのは、地域の方々とか民間サービスに頼るのではなくて、吉富町でも最低限できることはあるかと思えます。それが巡回バスと聞いております。

その巡回バスです。どのような改善をするつもりなんですか。例えばさっき聞きました。24カ所の場所を7カ所ふやすとか、時間帯とか経路というんですか、そういうものを変える。次のバスっていうんですか、例えば地区外に移動したいっていう場合は、どのようにするかとか、そのようなことが考えられるんだろうと思えますが、その辺をちょっと具体的に。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、今の質問で、これ③に移っております。それでいいですか。

○議員（7番 是石 利彦君） いいですよ。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この質問につきましては午前中、梅津議員のほうから質問があったそのままの御質問でございますので、見直し、どういう検討がされているのかっていうのを再度申し上げたいと思えます。

町内巡回バスは、平成16年4月から運行を開始し、平成17年4月から、現在の時間路線で運行を行っております。その後、11年以上が経過し、新規スーパーなどの出店等により、住民

ニーズに対応できてない部分もございました。このような中、本年、巡回バスの運行時間、運行路線を見直すため、地域公共交通会議を開催したところであります。

この会議の構成員は、住民代表といたしまして5人あります。内訳は、自治会長会から2人、これ南側、北側からそれぞれ1名ずつ、民生委員児童委員協議会から1人、寿会連合会から1人、吉富レディースから1人の計5人で、専門家といたしましては、福岡県バス協会から1人、北九州タクシー協会京築地区から1人、全国自動車交通労働組合総連合会福岡地方連合会から1人、九州運輸局福岡運輸支局から1人、福岡県の県土整備事務所から1人、吉富町産業建設から1人の6人の専門家を構成し、検討をいたしました。その見直しでは、議員おっしゃいましたように、現在24カ所ある停留所に加え、新たに7カ所の停留所を新設するということになっております。新たに新設する場所は、新たに設置されたスーパーや医院、あるいは、停車の要望が多かった施設に停車することとしております。

その協議の中で、やはり議員おっしゃるように、中津市に通じるようにはできないのかという質問がございました。それに対しましては、今現在、上毛町と共同で運行しております築上東部乗合タクシーがございますので、それと競合するということで、そちらのほうを利用させていただきたい。また、町の中央には、JR吉富駅がございますので、吉富駅からJRを使って中津市あるいは豊前市あたりにも行けるので、それを活用していただくというふうにお話をし、皆さんで考えて、じゃあ、今回は吉富町内でいこうということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今回は、もうほかの交通手段へのアクセスと言うんですか、結接は考えないと。それで町民の要望に応えたことになるんでしょうか。

質問の中に、「巡回バスやその他の交通手段について」と書いております。現在、吉富町を通る交通機関がJRと今言った東部乗合タクシーですね。それから、もう一つありますね、コミュニティバス、他市のあれですが。そういうものを使うということは、今現在は考えていないんでしょうか。コミュニティバスを利用できる可能性があるはずなんです、そのことについてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

今、コミュニティバスということで御質問がございましたが、この後、岸本議員さんのほうからコミュニティバスの話が出るわけなんでございますが、うちのほうはコミュニティバスにつきまして、これは豊前と中津市が共同運行しているものでございまして、運行当初から文書等で意見等はいただいております。そのときにも回答をしておりますように、町内に例えば

直江や広津で、昭和通りのところですけど、バス停等を設置していただければ、そういうふうにしていただければというようなことで回答はしておるんですが、現在、そのようにはなっていないというような状況になっているわけでございます。これを今言いますほかの交通機関として考えるかどうかというところにつきましては、まだそこには至っていないということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同僚議員の質問の中にあると言うんで、その答弁を待ちたいとは思いますが、使える道具は幾ら使ってもいいと思うんですね。だから、吉富町を通るコミュニティバスに、議会報告会の中でも、何で乗れないのかという、乗りたいというお話もあるし、今言った交通会議の中もお話が出たと、専門家の協議の中でも出たというお話も聞きました。だから、それを吉富町はなぜコミュニティバスに参加できないのか。やったらいいじゃないですか。それを総務課長、答えますか。それともどなたが答えます。質問にないとか言わせんでくださいよ。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申しあげましたのは、この巡回バスが中津まで行けないかという意見が出ました。この今巡回しているバスが、今吉富町内を回ってるやつが中津まで行けないかという意見が出ました。それについては、JRがありますし、上毛町と吉富町が共同で運行している乗り合いタクシーがありますので、それを活用していただきたい。そのためには、今回のダイヤにおいても、それを接続できるようなダイヤを組んでおりますので、十分他の交通機関の活用も回答をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石さん、もう3回です。

○議員（7番 是石 利彦君） 答えてくれてないからね。閉めますけれど、それは例えば今言った交通会議の中で……4問目があった。4番があった。ごめんなさい。

免許返納を促すために、交通弱者対策で他市町村との地域間レースを生き抜き、吉富独自の取り組みを推進していく考えはないのかということをもう一度お願いします。あるかないかでいいです。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

交通弱者対策は、一部の大都市を除き、全国的な課題でございます。そのような中、吉富町は山間部などの僻地もなく、コンパクトな町で、町内には商店や医療機関も多くあり、また、町の

中心部にあるJR吉富駅や築上東部乗合タクシーの運行により、近隣都市への交通手段も確保されております。このような恵まれた特性を生かし、自分で運転する車がなくても安心して生活できる環境を整備する必要があると思っております。そのためには、自助・共助・公助、さらに民間事業者を含め、町全体で交通弱者を支える体制をつくっていきたいと思っております。先ほど言いましたように、国会の附帯決議にもございましたが、国・県と協力しながら、連携しながらしていくという形をとっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） だから、国やら県の施策を待つだけじゃなくて、頭をひねってやりましょうと、やる考えはないのかと。これは誰かの方針ですか。もう、例えば、コミュニティバスは御町内にはとめさせないというのは方針ですか。どうぞ。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほどから申し上げましているように、まず町内巡回バスを充実させたい。それを含めて今後検討していきたいということで、何もしないということではございません。まず町内巡回バスを充実させたいということです。

それとあと、コミュニティバスにつきましては、中津市と豊前市が運行しておりますので、中津市と豊前市が吉富町内に停留所を設けていただければ、先ほど企画財政課長が申し上げたように活用はできるというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これは願っただけじゃできないんですよ。定住自立圏構想に入らんととめられないわけですよ。だから、これを方針を変える考えはないんですか。お願いします、最後。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

定住自立圏構想につきましては、このままで進めたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議員（7番 是石 利彦君） 町長、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 町長、一言お願いします。町長。

○町長（今富壽一郎君） コミュニティバスをとめる、とめないは、定住自立圏構想に左右されないというふうに理解をいたしております。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） 最後です。方針転換をせなだめなんですね。定住自立圏構想に入って考えるべきだと思います。これはつまり、方針転換は町長がかわらないとだめだということだろうと思います。

以上です。

.....

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。質問いたします。

まず1点目、税の滞納に関する対応について。

厚労省が発表しております2009年から2014年までの国保税の滞納世帯数、差し押さえ件数の推移を見てみますと、6年間で滞納世帯が109万世帯も減少しているのに、差し押さえ件数は9万5,000件ふえています。まず、この問題では、本町での現状をどういう法律に基づいて、どういう世帯を対象に、どのような手続でなされているのか。そして、過去5年にさかのぼって何件差し押さえがなされたのか。つまり、このことに関しては、滞納世帯何件中、何件が差し押さえがされたのかについて報告をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

まず、関連の法律からお答えします。

国保世帯ということでしたが、税務課では、一般的に言う4税、町民税、固定資産税、軽自動車税、それから国民健康保険税を扱っていますので、その4税合計でちょっと簡単にお答えをさせていただきます。と思っています。

まず、地方団体の徴収金の滞納処分につきましては、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるということがうたわれております。町県民税の場合につきましては、市町村民税の滞納処分につきましては地方税法の331条第6項、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるということで、国税徴収法によって全て進んでいっております。

簡単に一つの例を言いながら、関連の法律がたくさん出ますので、ちょっと一つの例をとりながらちょっと御説明をしたいと思っております。

まず、具体的な、近ごろ、よく合同公売会とかしてる関係で、搜索をちょっと例にして関係の法律の話をしたいと思います。

まず、搜索、これは滞納処分をする上で自力執行権を有しまして、その家に行って動産を差し押さえるという一連の行為になるんですが、これが国税徴収法の第142条から146条の条文でこの搜索が行われていきます。まず、国税徴収法の第142条、「滞納処分のために必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索をすることができる。」というようなこ

とがあります。それと、今度、そこに行く時間、これが143条、搜索の時間制限がございます。これが日の出から日没までとか。それと、同じく144条で、搜索の立会人ですね。搜索には必ず滞納者自身か、または、第2立会者としまして警察とかそういった者が必要と。それと、145条で、搜索が終わるまでは、その部屋の出入りを禁止するとか。例えば、搜索が終われば、搜索調書の作成とかいろんなことがございます。また、搜索をする前段階としまして、いろんな調査権限が与えられております。これが第141条、これが質問権及び調査権ですね。多分、まず、さっき言った搜索を例にしますと、搜索をする前に、まず、内定調査としまして、その人が家にいる時間帯を調査します。約1カ月ぐらいかけて何時から何時まで大体家にいるだろうということで内定調査をしまして、家にいる時間帯を想定します。それから、家の間取りを入手します。何部屋あるかというところで、搜索の人員をそれから確保をします。それから、当然、預金調査、それから勤務先の調査、いろんな調査をした上での調査権を行使しまして、その家の調査が行われております。こういったさまざまな法律がございまして、国税徴収法に準じてこういった調査をやっております。それで、滞納の件数のうち何件かというちょっと御質問があったんですが、今言ったように全体で考えてますので、ちょっと滞納処分の件数だけちょっとお答えをしたいと思います。

まず、平成23年が12件です。不動産が1件、売掛金が1件、それから預貯金が6件、保険金が1件、給与が1件、国税還付金が2件。それから、24年につきましては、不動産が1件、それから売掛金が1件、預貯金が10件、給与が5件、国税還付金7件。それから、25年につきましては、同じく不動産が1件、それから売掛金が1件、預貯金が13件、給与が5件、国税還付金が11件ですね。それから、26年につきましては、預貯金が8件、給与が2件、国税還付金12件。27年度につきましては、預貯金が1件、給与が2件、国税還付金が6件、交付要求が1件、それから動産が10件というような感じで、全体でしますので、件数と率につきましてはちょっと答えることが今のところ今の資料ではできません。

それと、差し押さえの対象物件の差し押さえ金額につきましては、500万円程度の年もありますし、一千二、三百万円程度の年もありますので、その年によってばらばらとなってくるので、率のほうはちょっと単純に出すことができません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私、①で現状について、②で今後のあり方についてというふうに書いてるんですけど、これ、一緒にして言います。

2番目というか、今報告がありました。確かに、税制度を維持するためには、納税を果たしている者との公平性を確保するためにも、滞納者に適正に法を適用し、対応することが必要である

場合もあるかもしれません。しかし、滞納に至る経過は、病気や事故、災害、事業がうまくいかなかったなど、人それぞれです。そうした人の個々の事情を考慮することなく手続を進めてしまうと、納税者の生活が破綻してしまうこともあります。

これ、一つの例で、吉富町ではないんですけれども、給料の一部を差し押さえられ、もうきりきりの生活で、生活ができなくなってしまって、いわゆる闇金からお金を借りて、大変法外な利息を取られて、泥沼に入り込んでしまったという世帯がありました。このような結果は、社会の損失でもあり、法律が求めた結果ではないと思います。

そこでお尋ねしたいんです。私が一番聞きたいことは、払いたくても払えない納税者は、じゃあどうしたらいいのか。これへの対応なんですね。それで、本当はここで対応を教えていただく予定だったんですけど、ちょっと時間がないので、私がこういうことをしてますかと、こういうことをしてるならばしないでほしいとかいうような感じで何点か聞きます。

まず、滞納者に対して、納税の緩和制度っていうのがあると思います。これについて周知はなされてるでしょうか。これが1点ですね。それから、給料、退職金、年金等の差し押さえに関して、差し押さえ禁止枠を超えても差し押さえができる承諾書、これを求めたりはしていないでしょうか。もしくは、先ほどの周知に対しては、ぜひ周知してください、してなければ。この承諾書については、少なくとも強要はしないでいただきたいっていうこと、これ、2番目ですね。3番目は、先ほど預貯金の差し押さえがありましたけれども、例えば、貯金全体を押さえると、預金通帳の中に振り込まれた、例えば児童扶養手当とかそういったものですね、いわゆる差し押さえ禁止財産、これを押さえていないかどうか、3番目ですね。4番目、先ほど保険っていうのがあったと思います。生命保険を差し押さえる場合には、たしか通達があって、生命保険契約の解約、返金ですかね、戻りますよね、解約したら、それを取り立てるときはこうなさいという通達があると思うんですけど、それどおりにされてるでしょうか。合わせて4点、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

まず、差し押さえの禁止財産を超えてという質問がちょっと何個かありましたので、あわせてお答えします。

差し押さえの禁止財産、例えば、給与でいうと、扶養家族1名につき4万5,000円だったかな、それを超えては差し押さえをできないというようなことがあるんですが、差し押さえ禁止財産を超えて差し押さえはしておりません。全て法律どおりでしております。

それから、税の納税の緩和制度ですね。こういったものにつきましては、滞納者と必ず納税相談を。いきなり差し押さえをすることはございませんで、必ず納税相談をして、その結果で、例えば、分割納付ができないとか、約束を履行できないとか、全く税を納税する意思がないとか、

そういった方には滞納処分を実施をしますが、必ず基本的に納税相談をしますので、そのときにそういった話もしております。

それと、生命保険の話は今しましたが、生命保険につきましても、基本的には支払請求権ですね、解約の場合の支払請求権を差し押さえしますので、その場合は法律の範囲内で全てやるようにしますし、当然十分な調査もします。

それと、預貯金につきましても、必ず事前に入金の状況の調査をします。この預金には、過去1カ月間にどういった入金の流れがあるという預貯金調査をします。それと、例えば、1つの例をいいますと、3人家族で1人しか働いていないと、その人の給与しかそこには入らないというときには、基本的にはそれを押さえると、その家庭の生活ができません。それで、そういったところには、通常、預金の差し押さえというのはなかなかできないというようには思っております。複数あるときにはそういったものを差し押さえをしますが、それにつきましても十分に金融機関に預金調査をします。1行だけではございません。本町が収納代理機関としている全ての銀行に必ず、ゆうちょを含めて預貯金調査をしますので、その調査に基づいて全て、滞納処分をする場合には、執行するという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この問題であと1点ですね。今のことに関していえば、差し押さえ禁止財産を、預金を押さえることで、押さえていないかっていうのは、給与を差し押さえる限度額がありますよね。それ以上よりも差し押さえはしてませんっていうことはよくわかったんですけど、例えば、児童手当とか名目が決められているものが預金に入ったときに、もう結局お金としては一緒なわけで、それは差し押さえてはいけないはずのお金なんですね。そこがどうなのかということと、もう一つ、よく自治体によってはそういったことを、言葉が私わかりませんが、例えば、取り立てしたりとか作業をしたりするところを別に設けてるところ、何て言うんですかね、徴収部門を独立したり、ほかの自治体と共同でしているところもあるっていうふうに聞いたんですけれども、本町では、相談は税務課でよろしいのでしょうか。滞納者が相談する場合は税務課に行けばいいのでしょうか。その2点、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

まず、一番最後の質問ですが、税につきましても、税務課が賦課と徴収の担当でございますので、税務課のほうで全て税については対応をしております。

あと、基本的に、今言った児童手当ですね、そういったのは差し押さえの禁止の、できないとこになっておりますので、私の知る限りでは、今までそういったことをしたことはないというふ

うには記憶はしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この滞納の問題というのは、やはり滞納せざるを得なくなった世帯が生活を改善して納税ができるようにする、ここが一番大事だと思いますので、今のお話ですと、吉富町ではそんなにあくどいことはないように思いました。先ほど言いましたけど、滞納者が納税できる生活の改善をするっていうことを中心に考えながらやっていただきたいっていうふうに思います。

2番目ですね。2番目は、小学校給食費への補助についてです。

まず、教育委員会、執行部でどのような議論がなされたのかについてお尋ねします。

これまで6回、この問題を取り上げてきました。今、全国の自治体で補助は広がり、12月2日現在で、県内でも15の自治体は何らかの補助を実施しております。先日、教育委員会の議事録を読みました。私の印象では、議論はなくて、教育長の報告があったっていうような記述があるだけだったように思います。これまで教育委員会、執行部でこの問題についてどのような議論がなされたのか、報告をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えいたします。

教育委員会及び執行部での給食費補助についての論議についてでございますが、当初、御質問をお受けいたしました時点で、まず、この給食費を補助した場合に必要な財源の試算、これを行い、事務局で検討いたしました。それから、あわせて、本町の施策の中で同じような内容の事業がないか、これを検討いたしました。また、給食費への補助の目的、必要性についても協議を重ねてまいりました。

教育委員会は、議会の終了後、毎回報告会を行っておりまして、その中で、岸本議員さんからいただいた一般質問についても、質問の内容、それから、質問に対する答弁の概要を説明しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、教育長の言われたことの中で、2番目がわからなかったのも、2番目、財源の問題と必要性の問題、真ん中のところがちょっと聞き取れなかったのも、もう一度お願いしたいということですね。

あと、同僚議員も先ほどから何度も言われてましたけども、議会報告会の中で、この問題は参加者の中から「給食費への補助をする必要があるのではないか」という声が出ました。そういう

住民の声もあります。今の教育長の答弁だと、執行部っていうか事務局サイドでいろんなことはいってるけれども、教育委員会の中でこの問題をテーマにしての議論っていうのはなされてないかのように思うんですけども、もしくは、なされていないようでしたらば、実際にそういう町民の声も現実にあります。ぜひしていただきたいと思うんですけど、その2点、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 同様の内容での事業っていうことでございました。それは就学援助事業でございます。経済的な理由により就学困難な児童の保護者に対して必要な援助を行っている、要するに給食費の全額補助をしていると、そういうことでございます。

それから、教育委員会への報告は、先ほど申しましたが、そのとおりに概要を質問があるたびに報告はしております。質問等が委員さんのほうから出れば、私のほうも御説明いたしますが、そういった私のほうの説明の中で御質問等もございませんので、報告ということで終わっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が求めているのは、報告ではなくて議論です。教育委員会の中で、給食費への補助についての議論を教育委員会の中でやっていただきたい。これは町民の代表としての私が議場で6回過去に、きょう7回目なんですけれども、ずっと言ってきました。議会報告会の中でも、町民の方から意見がちゃんと出ております。ですから、教育長の一般質問に対する報告という形ではなくて、ぜひ一つのテーマとして教育委員会で議論していただきたいということです。いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 議会報告っていうことで、議事として1回教育委員会の中に上げております。質問がありました給食、それから、ほかのもろもろの一般質問があります。そういったのを全て報告しているわけでございます。そして、質疑等があれば、私のほうで適切に回答していると。そういったことで議会の内容については報告をしているわけでございます。これからも、御質問等があれば、適切に私もお答えはしていきたいと思っております。

○議員（8番 岸本加代子君） 私は議論をするべきだと言っています。それをするかしないか答えてください。

つまり、議題として上げてほしいってことです。

○教育長（園田 陽一君） 教育委員会の中で、何を議題にするか、議論をするかということは、委員会の中で話し合って決めるものだと私は思っております。

以上でございます。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目ですよ、これで。

○議長（若山 征洋君） はい。もう次に行ってください。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと納得できないですね、今の返答は。ということは、教育長は、これを議題として認める必要がないっていうことを表明されたとしか、私にはそういう認識しかできません。そういうふうに言っておきたいと思います。

次の問題で、じゃあ、給食費の補助をすることに対して何が妨げとなっているのか。言い換えれば、何が問題なのかっていうことなんです。繰り返しになります。これまで何回も到達点と言ってきましたけれども、議論の中で、給食費はまず教育の一環であるっていうこと、そして、義務教育は無償であるっていうことを教育長は認められました。さらに、これは子育て支援として有効であるっていうことも認められました。子育て支援に有効っていうことは、定住政策にもつながる問題、まちづくりにつながる問題です。財源の問題があるっていうのをいつも言われました。先日の9月議会で、子どもたちの医療費の関係で、今までは必要だったけれども、県の補助の関係で、次年度では必要でなくなるお金が300万円あると。これがあれば、1人1,000円補助できるじゃないかと。これはもう財源の問題、ここで解決ですよ。これでもするとは言われない。一体何が妨げになっているのか、一体何が問題なのか、その点どうでしょうか。何が問題なんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 給食費補助をすることへの妨げはという御質問でございますが、前回でもお答えさせていただきましたが、現状では、町としてこの給食費の補助を他の教育的な施策に優先してすべき事業であるとの考えは今のところございませんので、妨げになっているという御質問にはお答えしかねます。

ただ、今までもお答えしてきましたが、財政的な問題は、どの事業もそうですが、クリアしなければならない課題の一つであろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 要するに、今の時点では、ほかに先んじて必要性がないっていうふうな受けとめざるを得ないと思います。そういう執行部のスタンスだなと思います。

私は、これは私の印象なんですけど、給食費の補助を何が妨げているかっていうと、大変失礼な言い方ですが、執行部のやる気のなさではないかなと思います。住民の福祉の増進、そして、住民の願いに応えるのが行政のやることです。先ほどから何回も言ってますけれども、理論的にも道理がある。有効性も十分だと認識しておられる。財源もあります。300万円っていうのを

私示しました。不足していることは、やはり執行部のやる気のなさとしか言いようがありません。こういう態度は行政として改めるべきだということを主張して次の質問に入ります。

次は、フォーユー会館のトイレに手すりをつける問題です。この問題は、9月議会の一般質問で取り上げました。しかし、時間がなくて十分な議論ができませんでしたので、今回また取り上げております。

トイレに手すりがなくて困っているとの声があり、早急に設備を求めました。しかし、執行部の答弁は、「利便性の向上は図らねばならないが、財政優先順位、必要性などを考えねばならず、検討はするが、いつになるかわからない」というものでした。まず、その後、どのように検討がなされたのか、報告をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

フォーユー会館のトイレの手すりの設置についての御質問ですが、前回、9月の定例議会で御質問があったときにお答えをさせていただきましたが、フォーユー会館の利用につきましては、あらゆる年代層の方々に、ホールを初め、研修室、図書室と多くの住民等に利用していただき、今後もより多くの利用をしていただくためにも、施設の整備は必要不可欠なものであるというふうに考えておりますということで御答弁をさせていただいております。

ただ、フォーユー会館のトイレは、多目的トイレを除けば、ほぼ手すりのないトイレで、数が和式トイレが22、洋式トイレ10、合わせて32個あります。和式トイレにつきましては、今後、どなたでも利用しやすいように、洋式トイレへの改修を検討していく必要があるかというふうに考えております。

以上のようなことから、教育委員会では、現在洋式となっているトイレにつきまして、今年度中に手すりをつけることとして事務を進めているところであります。

ただ、残りの和式トイレにつきましては、費用面もありますので、今後、洋式トイレへの改修の時期等も含めまして検討していきたいというふうに考えております。その際に、御質問をいただいております手すりも同時に設置をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の執行部の答弁をまとめると、和式トイレについてはいずれ洋式に変えると。洋式に変えるときに手すりをつけますと。様式トイレで手すりがないところについては、今年度中に手すりをつけますということよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） それで結構です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） できるだけ早く和式トイレを洋式にすることをさせていただきたいというふうに思います。本当はもっと少し言うことを準備してたんですけど、言わなくてよくなりました。

じゃあ、4番目に移らせていただきます。交通弱者対策です。

まず、デマンド交通を取り入れることについてお尋ねいたします。

交通弱者としてまず考えねばならないのは高齢者です。最近、高齢者の事故が増加し、免許証の自主返納を求める声が多くなってきたように思います。しかし、高齢者にとって、免許証を返納すれば、たちどころにいわゆる足を失ってしまい、生活必需品を購入することさえ厳しくなるという現実もあります。

本町では、現在、巡回バスの路線ダイヤ、きょう言われませんでしたけれども、停留所の改善もあったかと思えます、等について、来年10月実施に向け、取り組みがなされていると認識しております。

こうした中、先日の議会報告会で、参加された方の中から、ぜひデマンド交通を取り入れてほしいという要望が寄せられました。デマンド交通というのは、一つの言い方によれば、利用者が電話などで乗車を予約し、乗り場や行き先はエリア内なら希望できる。利用者がいなければ、走る必要がなく、小型車で済むことから、経費削減やバスが走れない狭い道でも運行できる。タクシーのような希望時間の乗車が必ずしも可能ではなく、乗り合いとなるため、目的地まですぐに行けないこともあるというふうにありました。一口にデマンド交通といっても、いろんなやり方があるというふうに聞いておりますし、必ずしもメリットばかりではない、デメリットもあるということも十分知っております。

これからさまざまな状況にある高齢者等、交通弱者の福祉に資するために、やっぱり柔軟にいろんな方法を検討していく必要があると思います。住民からも具体的に要望が寄せられています。先ほど課長からのお話にもあってましたけれども、検討していただきたいのですが、どのようにという状況で考えていただける、検討していただけるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、デマンド交通を取り入れることについてということではちょっと答弁を準備させていただいたので、それについて答弁したいと思います。

デマンド交通にもいろいろな形態があるようでございます。主な3つを紹介させていただきます。1つ目は、定路線型、これは予約があった場合のみ定められた路線を運行し、定められた所定の停留所で乗降を行う形態。2つ目は、自由経路ミーティングポイント型、これは運行ルートは定めず、予約のあった所定、定められた停留所のみを最短距離で結び、乗降する形態。3つ目

は、自由経路ドア・ツー・ドア型、これは究極のサービスと言われているものですが、運行ルートや停留所は設けず、指定エリア内で予約のあったところを巡回し、ドア・ツー・ドア、自宅から目的地まで運行する形態があるようでございます。いずれの形態も予約に基づき運行するため、空運行バスが解消されるメリットがあります。

しかし、デメリットもございます。まず、予約しなければならないので、高齢者にとってその煩わしさ、また、予約を受け付けるため、さらに人件費がかかり、全体のコストが増加する可能性があること、また、あくまでも乗り合いで運行することから、予約の方、多い少ないにより、目的地への到着時間が変化し、時間的正確性が確保できないという点が言われております。何より3つ目のドア・ツー・ドア型は、タクシー業者と同じようなものでございますので、タクシー業者等の民家事業者との競合する可能性がございます。

このように、デマンド交通には、メリットもあれば、デメリットもあります。現行の巡回バスにも、やはりメリットもあれば、デメリットもあります。町といたしましては、地域公共交通としてバランスのとれたネットワークを構築することが重要になりますので、デマンド交通の導入については慎重に検討することとし、まずは町内巡回バスの見直しによる利便性の向上を図り、中・長期的な視点で自助・共助・公助、さらに民間事業者を含めて、町全体で交通弱者を支え合う体制をつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 柔軟な対応というか、もう巡回バスしかないとかいうものではなくて、このデマンド交通についても考えていただけるっていうふうに理解いたしました。今後ですね。検討課題としては検討していただけたらと思います。

今、私、これ、随分前の議会でも言ったんですけども、1つ具体例を紹介したいと思います。福島県南相馬市小高区、これは、ここは合併前は小高町といました。ここに「おだかeーまちタクシー」というのがあって、この取り組みを御紹介したいと思います。住民は情報集約センター、これは町が商工会に委託しておりました。ここに乗車30分前に「〇〇から〇〇まで」と依頼します。その情報集約センターでは、そうした依頼をまとめて、町内のタクシー会社に住民の移送を依頼するわけです。そして、料金は、私の記憶では吉富町のたしか3倍ほどの面積だったと思うんですけど、それをA、B、Cの3つの区に分けて、A区内だけならば100円、区を1つ超えると200円、区を2つ超えると300円ということだったと思います。利点としては、燃料に無駄がない。高齢者はとても外出しやすく、買い物に行くので消費がふえ、活性化につながる。そしてまた、高齢者同士が交流をすることもふえて元気になる。また、先ほど、タクシー会社との競合を言われたんですけど、このやり方だとタクシー会社の仕事にもつながることが挙

げられておりました。この小高町が合併の話が出たときにも、この小高町の町民たちは、合併しても小高区においては、このe—まちタクシーを続けるっていうことが条件で賛同するというか、条件であったというふうに聞いております。御承知のように、南相馬市は震災で大きな被害を受けた地域です。現在どうなっているかは、私は把握しておりませんが、このe—まちタクシーが住民の大きな支持を受けていたことは確かです。

今富町政1年目の年に、私、町長に話をしました。町長が資料を持ってこいと言われましたので、総務課に持って行ってあります。このe—まちタクシーの資料をですね。まだありましたら、ぜひ見てください。

とてもいいこれは取り組みで、住民の皆さん、喜ばれると思います。巡回バスを走らせながらも、こういういろんな方法を考えていていただきたい。私たちもそんな立場でやっていきたいというふうに思います。

では、最後の問題で、コミュニティバス豊前市役所から中津市民病院までのこのコミュニティバスを町内で利用可能にすることについてお尋ねいたします。

先日、1人の高齢の女性から、「中津市内の整形外科にリハビリに行っているけれど、1回の交通費が——タクシー代ですね——3,000円かかって思うように行けない。コミュニティバスを利用できるようにしてほしい」と訴えられました。このコミュニティバスの町内利用可能をめぐる、これまでの議会での議論を議事録で読んでみました。町長答弁では、「町としても町内2カ所の停留所を要望していたが、先方の判断で素通りになっている」というふうを書いてあったかと思えます。このバスの町内での利用を可能にするという要望はとても大きいし、高齢社会が進んでいくにつれ、この要望はますます大きくなっていくと予想されます。この要望をどのように認識しておられるでしょうか。こういう要望が大きいということを御存じかどうか。執行部としてはどのように認識しておられるでしょうか。私たちはよく聞きます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほどもありましたが、コミュニティバスというのは、中津市と豊前市が共同で運営しているものでございまして、当初、本町にもその運行について文書で意見等の問い合わせがございました。そこで、本町は上毛町と共同で築上東部乗合タクシーを運行してございまして、一部路線が競合しますが、住民の利便性を考慮した上で、直江もしくは広津——昭和通りですね——にバス停を設置していただきたいとのお願いはしております。しかしながら、現在も本町には停車せず、通過してるというのが実情でございます。吉富町としましては、今現在も、同様に考えてございます。

今回、吉富町で利用を可能にするということについての御質問なんですが、今後、いろいろ情

報の収集をまずやってみたいなというふうに考えておるところでございます。町民からの要望については、声は入ってはございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど、定住自立圏との関係を同僚議員が指摘されて、町長がこれは関係ないと言われた。私も、定住自立圏とは関係ないと思っております。定住自立圏の中で、中津市と豊前市がやっているその路線というか、その事業に乗っけてほしいじゃないけれども、こちらからその2つの自治体がやっている事業に対して、吉富町でとめてほしいということをお願いに行ったらいいんじゃないかなって思うんですね、平たい言葉で言えば、まずは。そして、お願いに行って、先方がある一定の条件を出されれば、その条件がどうやったらこちらが飲めるかとか飲めないかと、そこから交渉が始まると思うんですね。執行部は先ほど、要望は聞いておるといってしたので、やっぱり町民の願いに応えるために、まずはアクションを起こすというか、こちらからお願いに行くということが必要だと思います。それはどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほど言いましたが、このコミュニティバスの路線の一部は、具体的に言いますと、広津から中津駅間の区間が築上東部乗合タクシーと競合しております。ですから、このコミュニティバスが町内に停車していただければ、それだけ利便性は高くはなるんですが、この築上東部乗合タクシーの経営からいきますと、それに対してはその分をコミュニティバスに乗りかえるようなことがあれば、その分の収益が減少し、減少した分は吉富町と上毛町のほうでの委託の金額がふえていくというこの心配はございます。

あと、中津市民病院に行くに当たっては、中津駅からは大分交通の路線も中津駅からございます。それも利用できるような時間帯に設定はされている便がありますので、それを利用していただくというようなことでもあります。そういったことを利用していただくことによって、民間の事業者の経営を圧迫することもなく影響を与えない、そのやり方で今のところはいい。これでよろしいんじゃないかなというふうに思ってるわけでございます。

以上でございます。

○議員（8番 岸本加代子君） ということは、私が要望に行ってほしいって言ってるんですけど……

○議長（若山 征洋君） 許しますから立って言ってください。座って話すとこじゃないでしょう。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。先ほど一番最初の答弁の中で、築上東部乗合タクシー、それと競合する部分があるけれども、町民の利便性を優先して2つとめてほしいというふうにし

たと、とても懸命な判断だと思うんですね。それはもうそれで正しいと思います。そうした上で、今こういう現状、向こうはとめてない状態、素通りしている状態でもうかなりが経過しています。でも、町民の中には、とめてほしいというのがあります。もっと言いますと、私はそんなプロじゃないんですけど、プロじゃない私が考えても、例えば、吉富町に停まれば、豊前市や中津市の人で東病院に来たいっていう人多いと思うんですね。その人たちも多分乗るでしょう。そして、吉富町の人で豊前市に行きたい、中津市の病院に行きたい、そういった人も乗るでしょう。そうすると、お客がふえますよね。お客がふえれば、豊前市と中津市が恐らく財政負担してると思うんですけど、それが減ることになるわけでしょ。そしたら、みんなが万々歳じゃないですか。それを実現するために、まずは吉富町がお願いに行く。これが大事だと思うんですよ。それはどうですかってお聞きしました。どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、岸本議員さんが言われるとおりでと思います。バスを運行する方が停留所をつくることによって乗客がふえます。ふえれば、運賃収入が上がりますので、運行する側から見てこれほどいいことはないわけですね。何でとめないのかなってのは、私は不思議なんです。

当初、豊前市さんと中津市さんからそういうバスを運行したいので、吉富町の意見を求めるといふ文書が参りました。私どもは、先ほど申したとおり、一部区間で我々が運行しているバスと競合しますが、吉富町としては、吉富町の住民にとって利益がありますので、どうぞ吉富町に直江あるいは昭和通りか広津かのバス停を設置してほしいというお願いをいたしましたところ、問答無用だということで、吉富町にはとめませんという、新聞報道ですが。あの問い合わせは何だったのかなと。普通は、問い合わせして意見を求められたら、素直に答えます。素直に答えたら、普通は「吉富町とめましょう」って言うてくれるだろうなというふうに思っておりましたが、答えたら「吉富町にはとめません」と、我々に直接は言うてこないで、新聞等で知りました。よくよく考えると、あの問い合わせの意見を求めてきた文書は何だったのかなと、吉富町を愚弄するために来たのかなというふうに思っております。

でも、私も大人ですから、豊前市さんや中津市さんの市長さんと会う機会のときは、「バスはまだとめないのですか」というお話をしております。1便で2人、あるいは3人程度運ぶにはもったいぐらいの立派なバスですから、とめれば1人、2人は乗るんじゃないでしょうかというふうにいたしております。

豊前市さんも多分いろいろ検討して、とめないほうが豊前市にとって、あるいは中津市にとって利益があるというふうに考えてるのではなかろうかなということで、私どもの考えの及びのつかない何かいいことがあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。もう最後ですよ。

○議員（8番 岸本加代子君） 町長、豊前の市長さんや中津の市長さんにお会いになったときに、バスはまだとめないのかということではなくて、正式に町としてとめてほしいということをお願いしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） そういう機会がありましたら、また考えてみたいと思います。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。14時50分までです。

午後2時38分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

横川清一議員。

○議員（5番 横川 清一君） 議員席5番、横川です。長時間にわたり、皆様、御苦労さまです。

これから、通告に従い、一般質問を行います。

まず、1、今後の住宅施策について、町有地の宅地利用と町営住宅の今後の計画の2つの観点から質問いたします。①町有地の有効利用についてお尋ねします。普通財産の中で未利用町有地は、どの地区にどのくらいの面積がありますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

現在未利用地で、今後住宅用地として有効利用が可能な土地としましては、小犬丸地区の玄光院グラウンド・ゲートボール場跡地、面積は3,701平米、次に広津下地区の旧防災倉庫跡地、これが303.52平米、次に別府地区の別府の山林の部分なんですが、その部分が2,559平米、それから4番目が直江地区の県営直江団地跡地、ここが3,596.76平米、この4カ所が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 第4次吉富町総合計画の中期基本計画、平成27年から平成30年度では、未利用町有地の宅地売却区画数を最終年度までに10区画整備する目標を設定しています。あと2年余りとなりましたが、現段階での計画の進捗状況はどうなっていますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

議員さんおっしゃいましたように、中期基本計画では成果指標としまして、平成30年度の最終年度までに未利用町有地の宅地売却区画数を10区画と、目標値には定めております。その進捗状況なんでございますが、現在のところ、宅地として即時売却できる状況には至ってはいません。よりよい条件で売却に向けて周辺のインフラ整備等の状況を見きわめつつ、中期計画における目標値が達成できるように準備を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩します。

午後2時53分休憩

.....

午後2時53分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） では、質問いたします。

現在の町有地の未利用地には住宅環境が大変良好な場所がありますし、町有地の宅地化は定住化促進人口増加につながる重要な施策の一つでもあります。今後の宅地化に関して、区画面積、土地価格等の設定はどういう基準で行われますか。特に土地価格については近隣での実際の流通価格帯にするのか、あるいは定住化促進のために町独自で安価な価格帯にするのか、お尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

区画割につきましては、近隣の民有地等の分譲地や不動産市場の動向等を参考にいたしまして、宅地として適切な区画割をしていきたいと考えておるところでございます。

土地価格の設定につきましては、不動産鑑定をした上で周辺の民有地とのバランス等も考慮をいたしまして、公平で適正な価格を設定していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 次の里道の利用については、私の勘違いで、もうこれで3問目になりましたので、また次の機会にしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） いや、いいですよ。

○議員（5番 横川 清一君） はい。

次に、里道の利用についてお尋ねいたします。もともと農道としての利用が多かった里道は、

近年の宅地化によって多くが狭隘道路となって、使い勝手の悪い土地となっているのが現況だと思っております。狭い吉富町でこの里道を有効利用できれば、農地、宅地の今後の計画において有効なツールになると考えます。里道を有効活用するべく新しい計画指針を考える時期になっていると思います。

さて、本町の都市計画、農地計画において、この里道はどんな位置づけになっていますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。まず、里道は住宅施策の一環としてどのように利用するかという質問として理解し、答弁させていただきます。

まず、里道とは道路法の適用を受けない法定外公共物であり、公の道路として利用されていることから、引き続きその機能を維持しなければなりません。したがって、御承知のとおり、里道等に車庫や物置などの住宅用地の一部として占用することは、当然できません。

冒頭、里道とは道路法上の適用を受けない道路と申しましたが、里道であっても建築基準法第42条2項の規定により道路とみなされ、それを2項道路と呼び、みなし道路という場合もあります。その2項道路に指定された里道に接する土地に住宅を建築する場合は道路中心線から2メートル後退しなければならない、敷地のセットバックにより将来的に4メートルの幅員を確保することを前提に建築基準法上の道路として認められていますが、本町では2メートル以上のセットバックをお願いし、里道も含め、将来、道路幅員が5メートル以上になるよう、道路用地として買収並びに道路の改良を実施しているところで、防災上、住環境上の問題の解消のために、狭隘道路の改良に積極的に取り組んでいるところであります。

里道の位置づけということですが、先ほど申しましたように、道路法上の適用を受けない法定外の公共物として位置づけをしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） るる里道について御説明願いましたが、現在までに里道を有効に利活用した事例がありますか。例えば、里道を取り込んでの町道の改良、新設、あるいは宅地化による交換、拡幅といった事例ですけど、そういう事例があるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

道路の改良、拡幅につきましては、里道を含めて5メートル以上の道路として改良した実績はございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 今後のこの里道を町独自で利活用する計画はありませんか。あるいは、将来的にどういった活用策が考えられるのか、できる範囲でお答え願います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 道路の管理課としてお答えさせていただきますと、里道は引き続きその機能を維持するために、道路の一部として道路改良また拡幅を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 吉富町に何キロの里道があるかわかりませんが、今は住宅地に囲まれて、もう本当に歩道ぐらいしか残っていません。そういうところが多々見受けられますので、もう将来的には、この狭い吉富町、この里道をどうか有効利用していただきたいと願い、次の質問に移ります。

次の、今後の町営住宅施策についてお尋ねいたします。午前中の同僚議員の質問にもありましたが、少し詳しくお聞きしたいと思います。

まず、幸子、間尾、平原、幸子の住宅のそれぞれの現在の耐用年数はどうなっていますか。また、長寿命化計画による建てかえ、改修となる住宅は、どこになる予定ですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

議員さんもお持ちと思いますが、平成23年度吉富町営住宅長寿命化計画の中に記載されております。幸子団地の耐用年数は70年でございます。建設年度は5年から8年にかけて建設されており、24年から21年の経過でございます。間尾団地につきましては耐用年数45年、建設年度が昭和52年でございますので、既にもう40年間を経過しております。平原団地につきましては耐用年数は30年、建設年度は昭和51年度でございますので、既に41年経過しております。そして最後に高浜団地でございますが、耐用年数は30年、建設年度は昭和49年でございますので、43年の経過だと思います。

長寿命化計画では、改修維持修繕対応となっております間尾団地、幸子団地以外は建てかえの計画となっておりますが、先ほど申したとおり間尾団地は既に40年経過をしており、耐用年数の45年は目の前となっておりますので、来年度長寿命化計画の見直しの中で検討をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 私、幸子を2回言ったみたいで、課長のほうで高浜住宅と言って

くださって、どうもありがとうございます。

次に、現実的には、幸子団地を除き、あとの3つの住宅は近い将来解体される計画となると思われま。その後の跡地利用として、民間への売却、あるいは本町での宅地造成、あるいは町営住宅の建設が考えられますが、どういう計画となる予定でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 現計画の長寿命化計画では現地建てかえとなっておりますので、現時点で私の言えるのは、跡地は発生しないかと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 全て長寿命化計画を見直さなければ、ちょっとわからない、平成28年度までのお答えしかできないということでしょうけど、それでも結構なので、質問を続けます。

中期的な展望として、町営住宅建設はまだ必要であると私は思っています。土地の選定を含め、建設は1カ所に集約させることが重要であると考えます。別府団地、県営住宅と、住宅困窮者の受け皿は調べてまいりました。もちろん民間のアパートもふえています。将来人口を見据えても、過度の住宅供給は需要バランスを大きく損なうと考えられます。次が最後の町営住宅建設とすべきです。その点を踏まえてお尋ねいたします。今後の町営住宅建設はどう進めていくべきと考えていますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

今の時点では現計画の範囲内のみしか発言できませんが、高浜団地においては12戸、平原17戸、間尾15戸のまだ入居者がございます。その方の行き場所等を、またいろんな角度で検討しなければなりません。先ほどの山本議員の御質問の中で申したとおり、来年度長寿命化計画の見直しを行いますので、その中で、現地、非現地での建てかえ等についても検討をいたします。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） まとめとして一言、言わせていただきます。

将来構想が不確かなものですが、次の町営住宅建設につきましては将来負担がなるべくないように十分配慮し、各課が横断的に情報交換を行い、協力し合って建設されるべきものだと考えます。なぜなら、家が建てば人が住む、人が住めば、当然どの課にも応分の負担が生じるわけで、それなりの住宅となれば、なおのこそ、吉富町の行政力、総合力が試されるということです。そういうことを踏まえて我が町の現状を見ますと、地方創生、住宅、道路、防災等々、次々と業務

負担がふえております。職員の能力以上の業務量となっている現状だと私は思っています。この辺でもう一度、各課の業務量、業務内容、人員配置などを再検討、再仕分けをし、職員のメンタルヘルスに留意しながら健全な行政運営をなされることを強く切望して、一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 太田文則議員。

○議員（3番 太田 文則君） 最後のバッターとなってまいりました。ぜひ最後までおつき合いをよろしく願いをいたします。通告文に沿って質問いたします。

先月、議会報告会をされたということで、同僚議員からもお話がありましたけれども、その中で、子育てだとか町内の巡回バス、あと防災訓練、道路整備、人口減少などなどが質問として上がりました。各自それぞれ重複した箇所もありましたけれども、私としては、今回、人口増につながる施策と町の財政ということについて、4つの設問に沿って質問していきたいというふうに思っております。

吉富町は7,000人を切り、これからもさらに人口が減っていく、子育てするには、子育てできるだけの人口の増加が必要、極端な話、外国人の移民についてはどうかと、そこまでしないと吉富町は持たないと思う、人口増につながる対策を執行部と議会でぜひ考えてほしいという質問を、議会報告会のときにいただきました。

まさに吉富町も、これは各自治体どこも言えると思います。人口減少というのは、これはもう避けて通れない問題じゃないかなというように思っております。各自治体、英知を結集して、いろいろな施策を考えていると思います。これからの高齢化、少子化に向けて、いかに人をふやしていくかということが責務というふうに考えております。

次に、設問の、町が人口増について考えている施策を教えてくださいというふうに通告にありますので、それについて考えをお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

一昨年、国において、人口減少の克服と東京への一極集中の是正を図るため、まち・ひと・しごと創生法が施行され、人口減少社会に歯どめをかけるための長期ビジョン及び総合戦略が示されました。努力義務としてされておったこの地方自治体での総合戦略の策定につきましても、全国のほとんどの自治体で行われ、まさに国を挙げての人口減少予防策、定住人口増加策の取り組みが行われておるところでございます。

本町におきましても、昨年度末に策定しました吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、計画期間であります平成31年度末まで人口増加に向けた取り組みを集中的に進めているところでございます。

この総合戦略には4つの基本目標を定めております。1つ目が、「新しいひとの流れをつくり、吉を招く！」で、移住・定住の促進に関する施策を短期間で重点的に実施いたします。2つ目は、「出産・子育て環境を整え、喜を招く！」で、子育てしやすいまちづくりの推進に関する施策を中長期にわたり重点的に実施いたします。3つ目は、「安定した雇用を確保し、富を生む！」で、産業の育成と雇用環境の整備に関する施策を短期的に実施いたします。4つ目は、「健康で安心して暮らせるまちをつくり、幸を呼ぶ！」ということで、暮らしやすいまちづくりの推進に関する施策を中長期的に実施いたします。この総合戦略には、「住みよさ5つ星！全力子育て応援宣言」とのサブタイトルがついておりまして、計画されているどの施策も、この住みよさ5つ星、これにつながるものでございます。そういうことで人口増加に向け、これらの着実な実施を今後図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） これは、昨年、多分発行されたやつじゃないかと思うんですけども、第4次総合計画中期、長期という中で、定住化の推進ということであります。この定住化促進という中で、今、定住化奨励金をもう10年前に施行されて、もちろんその住宅を新築、中古住宅を購入、そういった方たちが対象になると思うんですけども、これらのことに関して、例えば今もう10年経過しているから、かなりその発行も多いと思うんですけども、もともと吉富町に住んでおった方の割合と、町外、県外から来たときの割合というのは、どうなんでしょう、比率的に。済いませんが、それがわかるのであれば教えていただければ。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今、手元に資料がございませんので正確な数字は言えませんが、年間に約二十数件の申請がっております。その中で吉富町以外のところから、例えば中津市、豊前市、上毛町から、吉富町にその制度を利用するということで転入されたことで利用される方が、たしか四、五件は年間あっているような状況だと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 大体5分の1ぐらいでよろしいのでしょうか。こういうよい施策があるには、もう少し発信力というか、もちろん一生懸命やっているのはわかるんですけども、例えば先ほど、午前中、同僚議員のほうからも話がありましたけども、不動産屋さんと協定しているという話も、この件についても、もちろん不動産屋の人とは協定というか、それなりのこういう制度がありますよという話はしていると思います。あと、裾を広げるのであれば工務店さん

だとか、これ公務員だから、してよいのか悪いのか私もわかりませんが、例えばその勤務先というか近所の企業なりにそういうものを配付するとか、そういうPRも大事じゃないかなというふうに思っています。

これは絶対に、この近隣ではない施策なので、やっぱり人を集める一つのばらまきという言い方はおかしいですけど、これは絶対に発信を強くして、吉富町はこういうことをやっています、ぜひ来てくださいというような呼び込みをやるべきじゃないかなというふうに思っています。そのところをもう一度確認の意味で、どのような宣伝というか告知をしているのか教えていただければ。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この定住化促進施策等につきましては、もちろん住宅メーカー等には、こういったことで家を建てる、もしくは新しく住みかえるとか、そういった中古住宅を購入されるとかいった場合のそういったところで、この制度が吉富町が活用できる場合がありますというようなことで、しっかりとその辺のところは住宅メーカーにも情報は流しておりますし、町としましては、やはり今まで町内外に向けての情報発信力が弱かったということは十分反省しております。今回、吉富町のホームページが新しくリニューアルされたこれを機に、いろいろそういった人たちの定住施策に向けたいろんな取り組みというようなのを、移住定住のコーナーというのを設けております。その中身を、吉富町にこういった制度、もしくは子育てのこういったよいところがございますというようなことを紹介してございます。これは今後も積極的に紹介を続けていきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） ぜひ期待していますので、ぜひその人口が、人が集まるような町にしていただきたいなというふうに思っております。そういう期待をして、次の質問に移ります。

○議長（若山 征洋君） ②ですか。

○議員（3番 太田 文則君） ②です。

重複するかもしれません。若者が定住する施策はどのようなものがありますかということで、なければ、施策を考えていますかということで、重複する部分があっても構いませんので、ぜひお答えをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

若者が定住する施策にはどのようなものがありますかということの御質問でございます。

本年の7月からの新しい制度で、新婚家庭新生活応援補助金制度を開始しております。年齢要件といたしましては、夫婦の満年齢の合計が80歳未満であることとしておりまして、おおむね40歳以下の夫婦ということ想定しております。制度の開始から現在まで、7組が申し込みを既に行っております。その年齢が大体19歳から30歳ぐらいの夫婦でございましたので、比較的若者に向けた施策にこれになっているのではないかというふうに思っております。

この制度なんですが、家賃に対して月額1万円を上限として3年間補助します。加えて、引っ越し費用等の初期費用についても6万円を上限に補助しております。婚姻に伴う新生活の費用の一部を補助することで、新生活を開始する際の居住地として、この吉富町を選択していただくことを後押しするという、そういった施策として実施しているものでありまして、これが、ひいては少子化対策へとつながっていくのではないかなというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 7組の申し込みがあったということで、非常にこれは、7月から半年弱、効果的にはよいのか悪いのかわかりませんが、私が吉富町に生まれてから、人口というのは吉富町はそんなに大きく変動がないんですね。一番多いときで、私がちょっと調べた結果なんですけど、住民課長、もし違いがあったら、また後で教えていただければというふうに思っていますが、昭和50年で約7,980名が、たしか吉富町の人口で一番多かった年じゃないかなというふうに思っております。この年は大体もう高度成長時代で、ぼんぼんぼんぼんというような時代だったんですけれども、そんなに人口が、きゅっぽっと上がっているわけじゃないんですね。今現在、平成28年、昭和で言うと91年になります。ということは、41年後ですね。6,848人、そのときと比べて、約1,132人の差があるわけですね。これは喜ばしいことなのか喜ばしくないことなのかわかりませんが、吉富町はそのくらい人口の変動はそんなに大きくないですよということが、私は、これの結果でわかると思うんですけれども、その高度成長時代に、何でそんなら人がふえなかったのかと考えてみると、やっぱりその当時の企業がなかったとか、要するにそういう住みたくなるような施策がなかったとか、いろんなそのことが考えられると思うんですよ。

だから、今、先ほども言いましたけれども、吉富町、私はイメージ的には税金が安いという、何か固定観念があつて、今はそんなにかわりはないと思うんですけれども、要するに、そんなに、その災害もない、住みやすい町だなというふうには認識しております。そういった中で、いろんな面で呼びかけはあると思うんですけれども、吉富町に合ったニーズの呼びかけが一番大事じゃないかなというように。

例えば豊後高田市さんが、今、移住のまちでベスト3に入っています。近隣ではちょっとなかなか喜んでよいのかどうか分かりませんが、そのくらい、あそこはいち早く空き家対策に目を向けて、いち早く移住の方を受け入れようという体制を整えた結果が、新聞だとか雑誌なんかに掲載されるようになったんじゃないかなというふうに思っております。それは、豊後高田は豊後高田でよい施策があったんでしょう。

だから、吉富町もそういう面で、若者を、今言うように子育て支援、私は大事じゃないかなというふうに思っています。子育て支援をする上で、小学校、中学校のそういった生徒の非行が、要はなければ、そういう人たちが集まってくるわけですね。だから、今よい環境にあると思うんです。ここで加速をつけて、一気にその人を集めたりだというふうに、考えは多分一緒だと思います。地方創生に相乗りして、ぜひこの吉富町、よい町に人を呼び込もう、キャッチフレーズでしたが、すもう、なかなかよい言葉だなというふうに思っています。神相撲の相撲で、すもうをとったんじゃないかなというふうに推察しますが、そういった感じで、ぜひこのすもうをいかにPRしていくかというのが今後の課題じゃないかなというふうに思って、次の3番目の質問に移ります。

これも重複するところが多々あるかと思いますが、長いビジョンで人口増につながる施策とはということで、今から考えている、私がよく課長に言っているように奇抜なアイデア、ぜひその奇抜なアイデアをこの長いビジョンでの人口増につながる施策として何か考えているのであれば、お答え願えないでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

奇抜なアイデアということなのですが、なかなかそれは思いつかないというようなことでございまして、一応先ほど1つ目の御質問の中でお答えさせていただきました4つの基本目標のうち、2つ目であった子育てしやすいまちづくりの推進、それから4つ目の暮らしやすいまちづくりの推進、この2点につきましては中長期的に取り組むものと整理しております。子育て施策の充実につきましては、本町においては長年にわたり手厚い取り組みを進めております。今後もその流れをとめることなく取り組んでまいりたいと思っております。

それと、暮らしやすいまちづくりの推進につきましても同様でございます。世代をつないで長く安心して住み続けることができる町とするための道路の整備など、そういったハード面での整備につきましても、こういったものは時間がかかるものでございますが、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 確かに、今、吉富町は、下水道工事が当初の計画よりもかなりおくれてはいますけれども、近隣にない一つのそれが売りに、あと何十年か後になれば人が集まってくるんじゃないかなと、そういったその生活においてのいろいろな整備というのが一番大事じゃないかなというふうに思っております。浄化槽なんかも制度はありますが、先々はやっぱり下水道というのが基本じゃないかと。もちろんその財政もそれにかかってきますから、あれでしょうけど、ぜひこの下水道工事をいち早く進めていただいて、20年、30年後の吉富町が、まず8,000人が住めるようなまちづくりにぜひしていただきたいなというふうに思っております。そういったことを期待しながら、4番目の最後の質問に移りたいと思います。

将来、町の財政は大丈夫ですかという質問、これはちょっとアバウト的な面で申しわけないんですけど、これにありますように、済いません、皆さんも記憶に新しいかと思いますが、2040年だったかな、消滅する自治体があるということ、新聞またはニュース等で報道されました。2040年ということは、あと24年後です。1,800分の896、896の自治体が、約49.8%の自治体が消滅するんじゃないだろうかということ、新聞等で報道されていきました。やっぱり人が集まらないとそういう結果になるのか、先々をどういう推移でこのような発表をしたのかわかりませんが、要は吉富町はそれに載っていなかったということは、施策とか人口推移を見ながらでの発表じゃなかったかなというふうに思っております。先々、吉富町の財政ということで切り口、表題を言わせてもらいましたが、そういう消滅する自治体ではないんですけど、そういう余談を許さない、危機感を持った、そういう執行部の考え方といいたいまいしょうか、そういった今後の人口をもちろん考えながらの財政運営もあるでしょうけれど、要するに今後の、あと20年後、30年後の吉富町は、ちょっと想像がつかないかもしれませんが、人口をどのぐらいの推移で見ているのか、それに対しての財政はどうかというのがわかるのであれば、教えていただければ。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 吉富町の総合計画の中期基本計画ですね、これにも書いていますように、吉富町の当面の人口の目標は8,000人ということで目指しております。ですから、その8,000人を目指した事業を今後も続けていくわけですが、現在の町の財政といたしましては、第2次吉富町財政計画中期計画に基づきまして計画的な財政運営に努めておるところでございます。今後もこの総合計画それから地方創生事業いろいろあるんですが、その事業の実現に向けまして、さらなる健全財政の維持を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 2060年度に人口が9,000万人に到達するだろうという予

測をされております。そういった中で、吉富町がいかにかその勝ち組になれるかというところが、もう問われている。今からでも施策を打って、いち早くもう勝ち組に名乗りを上げるぐらいの施策をぼんぼん打っていただきたいなというように思っておりますし、優秀な職員がいる中で課長連中と協力しながら、ぜひその英知を結集して筋金入りの施策をつくっていただいて、ぜひ吉富町が勝ち組になるように期待をして、きょうの一般質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） これにて一般質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 3 時 33 分散会
